

綾川町国土強靱化計画

令和4年4月改訂



目次

I	計画の位置づけ	1
1	策定趣旨	1
2	計画期間	1
3	計画対象区域	1
4	他の計画との関係	2
	(1) 基本計画及び県の計画	2
	(2) 関連する計画との整合	2
	(3) その他の計画	3
II	強靱化の基本的な考え方	4
1	計画策定の基本方針	4
2	目標	5
	(1) 基本目標	5
	(2) 事前に備えるべき目標	5
III	地域特性	6
1	自然的条件	6
	(1) 位置及び面積	6
	(2) 地形条件	6
	(3) 地質条件	6
	(4) 気候	6
2	社会的条件等	7
	(1) 人口・世帯数	7
	(2) 交通体系	7
	(3) 土地利用	7
IV	想定する大規模自然災害	8
V	脆弱性評価及び対応策	9
1	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定	9
2	綾川町国土強靱化に向けた施策分野	11
3	脆弱性評価の考え方	13
4	脆弱性評価結果に基づく対応策	13
5	参考（国・県・町事業）	118

I 計画の位置づけ

1 策定趣旨

平成25年12月「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）が施行され、大規模自然災害に備えた国土の強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められました。

国が平成26年6月に策定した「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）においては、平成23年3月に発生した東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとされ、地方においても、地方公共団体や民間事業者などの関係者が総力をあげて国土の強靱化に取り組むことを求めています。

国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、町における国土強靱化に係る他の計画等の指針となるべきものとして、令和2年6月に綾川町国土強靱化計画（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、令和元年東日本台風などの近年の大規模災害における課題、新型コロナウイルス感染症など社会を取り巻く新たな課題等を踏まえ、大規模災害対策のより一層の充実・強化を図るため、今般、見直しを行うものです。

2 計画期間

本計画の内容は、基本計画に準じて概ね5年ごとに見直します。

計画期間については、綾川町第2次総合振興計画との整合を図る観点から、綾川町第2次総合振興計画の実施計画（第4次）の終期と合わせることにし、次のとおりとします。

＜計画期間＞令和4年4月から令和9年3月まで

3 計画対象区域

＜計画対象区域＞綾川町内全域

ただし、広域にわたる大規模自然災害が発生したときなど、広域連携が必要となる場合、国・県・近隣自治体等と連携・協力を考慮することとします。

4 他の計画との関係

(1) 基本計画及び県の計画

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、基本計画で示された「基本的な方針」を踏まえ調和を図り、県の計画との役割分担を考慮しました。

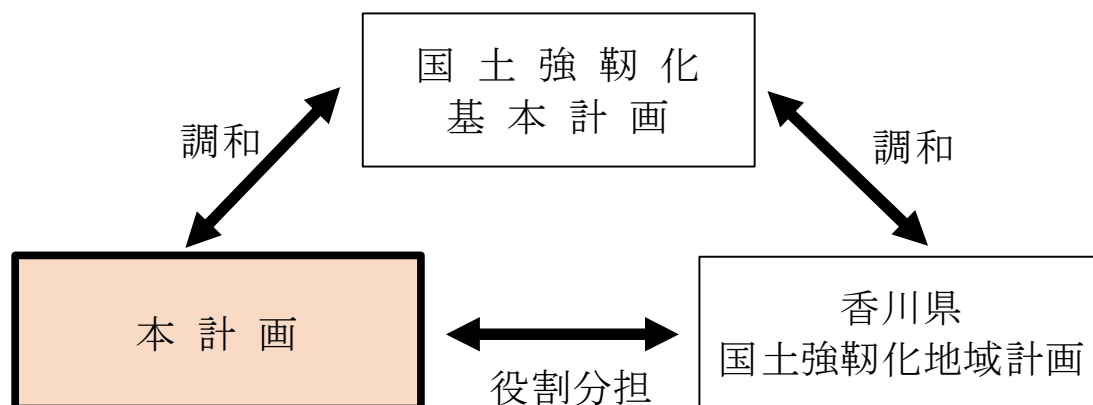


図 国・香川県の強靱化計画との関係

(2) 関連する計画との整合

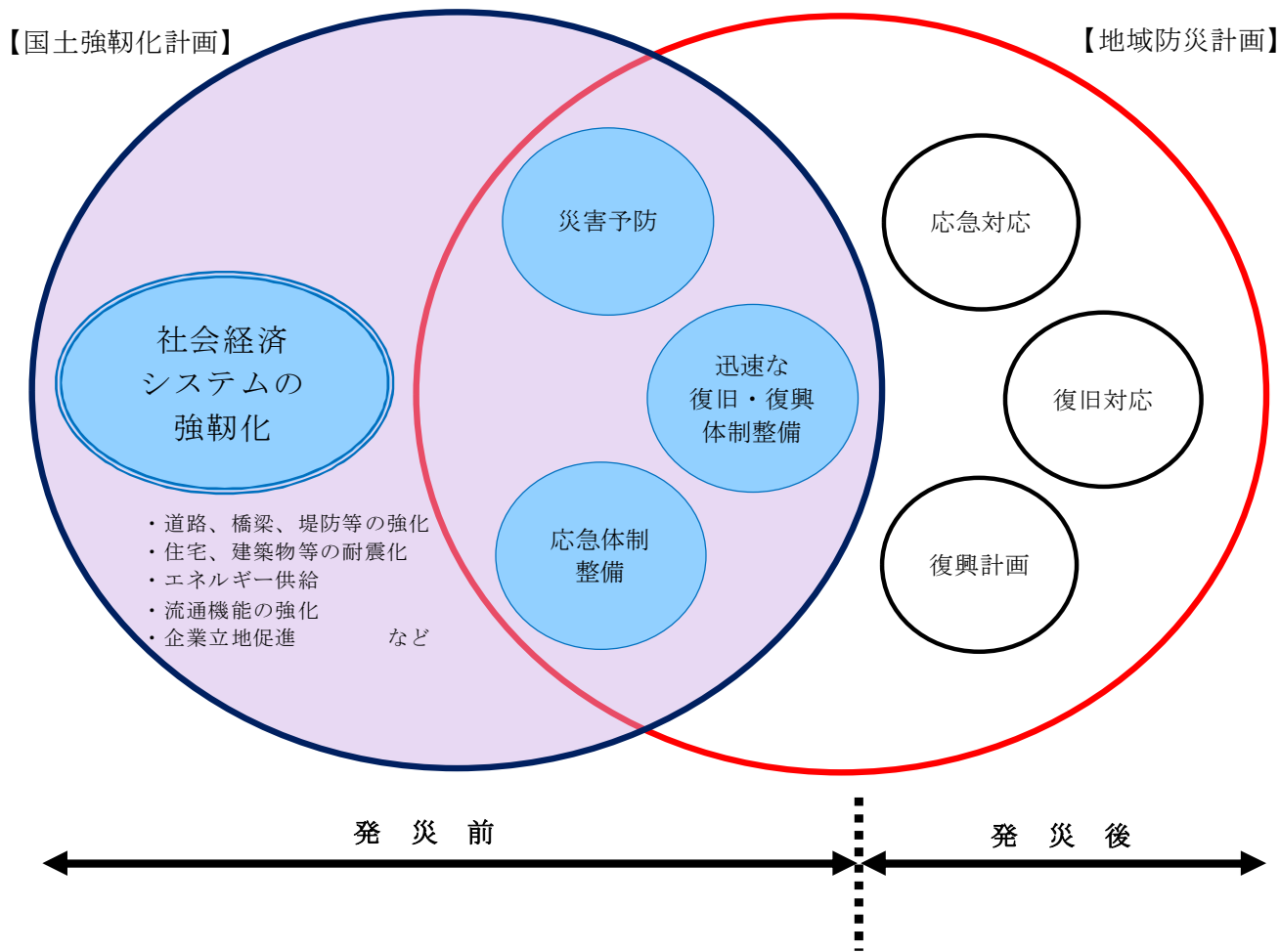
① 綾川町第2次総合振興計画

本計画は、「綾川町第2次総合振興計画」との整合を図って策定します。

② 綾川町地域防災計画

本計画は、災害対策基本法に基づく「綾川町地域防災計画」の上位計画であり、国土強靱化地域計画の策定後は、そこで示された指針に基づき、必要に応じて、地域防災計画の見直しを行います。本計画と地域防災計画との相違点は下表のとおりです。

区分	本計画	地域防災計画
検討アプローチ	自然災害全般	災害の種類ごと
対象フェーズ	発災前	主に発災時・発災後
施策の重点化	あり	なし



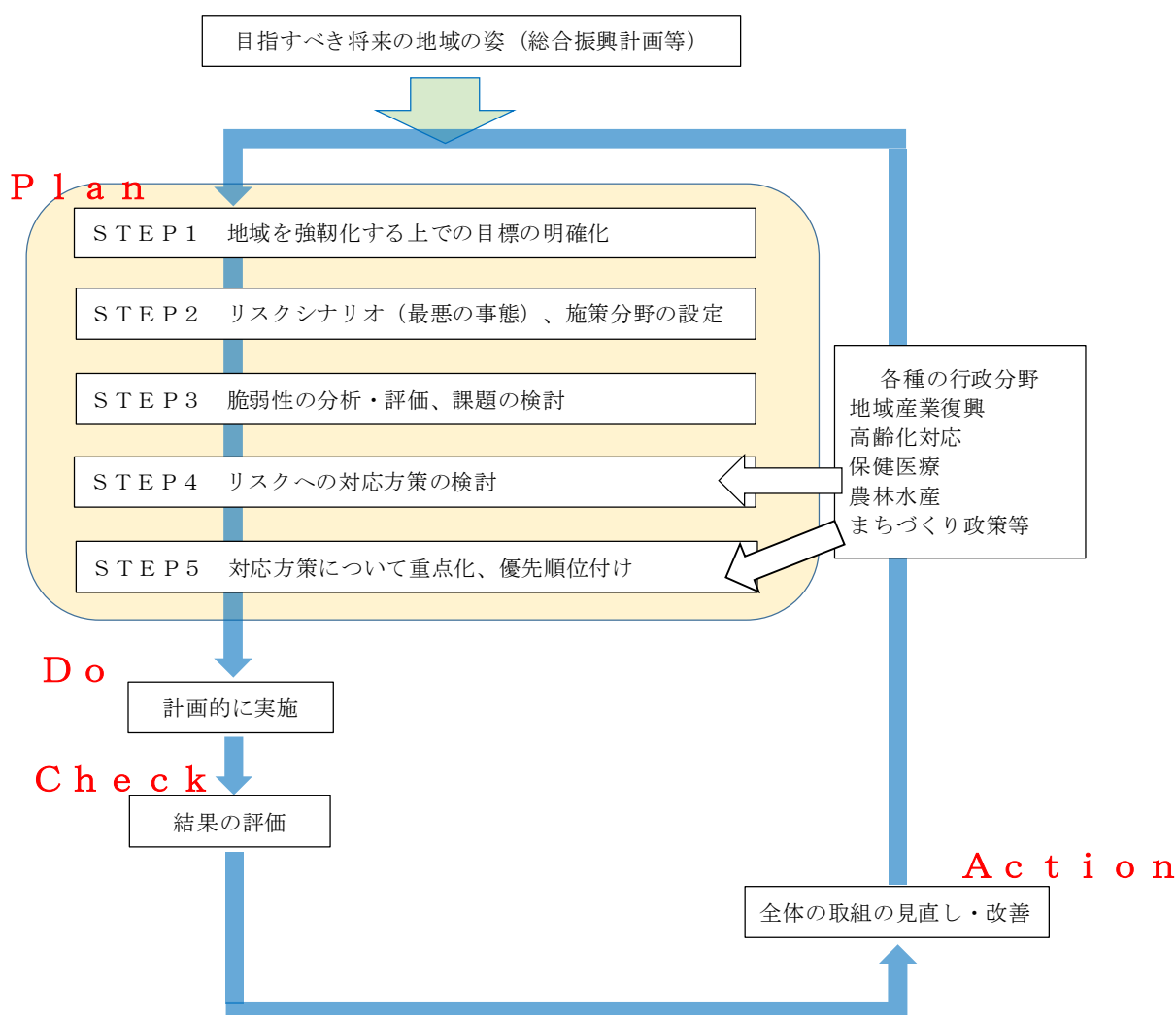
(3) その他の計画

本計画は、国土強靱化の観点から、町における様々な分野の計画の指針となるものであり、いわゆる「アンブレラ計画」としての性格を有します。

II 強靱化の基本的な考え方

1 計画策定の基本方針

内閣官房国土強靱化推進室の「国土強靱化地域計画策定ガイドライン（第8版）」では、国土強靱化を「国・地域のリスクマネジメントであり、下図に掲げたP D C Aサイクルを繰り返すことにより推進するもの。」と定めています。本計画は、大規模自然災害等による被害を回避するための対策（施策）や国土利用及び経済社会システムの現状のどこに問題があるのかを知る「脆弱性の評価」を行うとともに、脆弱と評価した部分に何をすべきか、その「対応策」を考え、「重点化・優先順位付け」を行ったうえで推進します。



2 目標

綾川町の強靱化を推進するにあたり、基本法及び基本計画並びに県の計画に即し「基本目標」及び基本目標を達成するために必要な「事前に備えるべき目標」について、次のとおりとします。

(1) 基本目標

- ① 町民の生命を守る
- ② 町と地域社会の重要な機能を維持する
- ③ 町民の財産と公共施設の被害を最小化する
- ④ 迅速な復旧・復興を行う

(2) 事前に備えるべき目標

- ① 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

Ⅲ 地域特性

1 自然的条件

(1) 位置及び面積

綾川町は、香川県のほぼ中央に位置し、平成 18 年 3 月 21 日に綾上町と綾南町が合併して誕生しました。総面積は、109.75k m²で、綾上地域が約 65%の面積を占めています。

(2) 地形条件

地形条件は、綾上地域と綾南地域において異なる特徴を有しています。

綾上地域では、中起伏山地 10%、小起伏山地 10%、山麓地 37%、丘陵 4%、台地 10%、低地 29%となっています。南部及び西部に山地及び山麓地が多く、北部は綾川及びその支流による氾濫平野及び谷底平野から形成されています。

綾南地域は、中起伏山地 7%、小起伏山地 3%、山麓地 8%、丘陵 6%、砂礫台地 47%、低地 30%となっています。地形は、約半分が台地・段丘となっており、綾川及び支流に沿って氾濫平野・谷底平野がこれに続いています。

(3) 地質条件

綾川沿いには、洪積層及び沖積層が分布しています。綾上地域の山地・山麓地については、領家花崗岩が広く分布しています。花崗岩は風化が進みマサ化している所もあり、大規模な降雨があった場合には、土砂災害の発生が懸念されます。

(4) 気候

気候は瀬戸内海式気候区に属し、四季の区分がはっきりとし年間を通じて雨量は少なく温和です。

2 社会的条件等

(1) 人口・世帯数

国勢調査による総人口は、減少傾向で推移しており、平成12年は26,205人（年少人口3,665人、生産年齢人口16,244人、高齢者人口6,296人）、令和2年は22,620人（年少人口2,618人、生産年齢人口11,814人、高齢者人口8,188人）となっています。一方、世帯数は一貫して増加しており、平成12年は7,996世帯、令和2年は8,858世帯となっています。したがって、平均世帯人員は低下傾向にあり、核家族化が進行していることがうかがえます。また、国勢調査による年齢構成の推移（平成12～令和2年）は、町全体で高齢者人口増30.1%、年少人口減28.6%、生産年齢人口減27.3%と、少子高齢化による年齢構成のアンバランスが顕著です。

(2) 交通体系

① 道路

高松空港、四国横断自動車道を中心に広域的交通網が形成され、主要幹線道路として国道32号、国道377号が東西に走り、周辺市町を結ぶ道路として主要地方道が3線、一般県道が9線走っています。町南部の一部地区では道路の結節点が少ない箇所があり、災害時の孤立が懸念されます。

② 公共交通機関

電車により中核市である高松市と結ばれています。町内を町営バスが運行しており、南部では便数が少ないため、デマンドタクシーが公共交通の空白地帯を補っています。

(3) 土地利用

地形条件により、土地利用状況は綾上地域と綾南地域で異なる特徴を持っています。

綾上地域では、南部～西部の山地及び山麓地において山林が大部分を占めます。綾川沿いの平野部では、おもに住宅地及び田として利用されています。

綾南地域では、田及び住宅地としての利用が多く、特に田については旧町面積の約5割を占めます。ただし経年的には田の利用は減少傾向にあり、住宅地としての利用率が上昇傾向にあります。

IV 想定する大規模自然災害

町民生活・町民経済に影響を及ぼすことが予想されるリスクとして、自然災害のほかにも鉄道事故や航空機事故、人為的な要因による林野火災、あるいはテロ等も含めたあらゆる事象が想定されますが、本町においては、以下の2点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震の発生直後に大規模な風水害が発生する複合的な被害も想定し評価を実施しました。

なお、雪、雷及び気候（冷夏）については、本町の気候条件等から大規模または長期的な被害となることが想定し難いこと、噴火については近隣に火山が無いことから、想定するリスクから除外しました。

＜最悪の事態の要因＞

- ア．南海トラフを震源とした最大クラスの地震
- イ．大規模な風水害

V 脆弱性評価及び対応策

「南海トラフを震源とした最大クラスの地震」、「大規模な風水害」に対して、最悪の事態を回避するための施策を検討するため、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定し、本町における脆弱性を評価するとともに、その対応策を検討します。

1 起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定

「起きてはならない最悪の事態」について、基本計画及び県の計画との調和を考慮し、34項目を設定しました。

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	広域災害による多数の死者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
		1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる山間部等の孤立
		2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
		2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
		5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4	陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
		7-3	ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
		7-4	農地・森林等の被害による地域の荒廃
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
		8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

2 綾川町国土強靱化に向けた施策分野

本計画の対象となる施策分野は、強靱化を図るため、以下の 11 の個別施策分野とします。

(個別施策分野)

A 行政／警察・消防等、B 住宅・都市、C 保健医療・福祉、D エネルギー、E 情報通信、F 産業、G 交通・物流、H 農林水産、I 地域保全、J 環境、K 土地利用

起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)	施策分野 (11 分野)										
	行政／ 警察・ 消防等	住宅・ 都市	保健医 療・ 福祉	エネル ギー	情報 通信	産業	交通・ 物流	農林 水産	地域 保全	環境	土地 利用
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
1-1	★	★					★				★
1-2	★	★									
1-3	★								★		
1-4	★								★		
1-5	★							★	★		
2-1	★	★	★	★			★				
2-2	★	★	★		★		★		★		
2-3	★	★	★	★			★		★		
2-4	★	★					★				
2-5	★		★	★			★		★		
2-6	★		★								
2-7		★									
3-1	★										
3-2	★	★		★			★		★		
4-1	★	★			★						
4-2	★	★			★						
4-3	★	★			★						
5-1	★			★		★	★		★		
5-2		★		★		★	★		★	★	
5-3		★				★	★	★			
6-1		★		★		★					
6-2		★									
6-3		★						★		★	
6-4	★			★			★				
6-5									★		
7-1	★	★	★				★				
7-2	★	★			★		★				
7-3	★							★	★		
7-4								★	★		
8-1							★			★	
8-2	★			★			★				
8-3	★			★			★		★		★
8-4		★									
8-5	★										★

3 脆弱性評価の考え方

本計画においては、「起きてはならない最悪の事態」を回避するために、本町の施策等について、取り組み状況や課題を把握し、事態の回避という視点から分析・評価を行いました。

4 脆弱性評価結果に基づく対応策

想定した34の「起きてはならない最悪の事態」について、脆弱性評価の結果を踏まえ、その対応策について検討しました。結果は、次のとおりです。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(防災拠点の整備)〈町〉</p> <p>応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする施設等の耐震化率は、100% (本庁・支所) であるが、維持改修の経済的負担が大きいことから、きめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(防災拠点の整備)〈町〉</p> <p>応急対策活動の拠点となる庁舎をはじめとする施設を防災上重要建築物とし、耐震性の確保等を図る。</p>
②	<p>(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉</p> <p>防災拠点となる公共施設等の耐震化率は、95% (56 施設中 53 施設) と一定の進捗がみられるが、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。体育館の吊り天井など非構造部材の耐震対策も推進する必要がある。</p>	<p>(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉</p> <p>学校、社会福祉施設、病院、こども園等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、施設の耐震化の促進を図る。また、多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。なお、学校施設等においては、吊り天井等の非構造部材の耐震化等の落下防止対策や防災機能強化等を推進する。</p>
③	<p>(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉</p> <p>住宅の耐震化率は、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。</p>	<p>(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉</p> <p>民間建築物について、耐震診断・耐震改修に係る補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化の促進を図る。</p> <p>また、住宅における液状化については、国・県の資料を元に情報提供を行うよう努める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
④	<p>(道路施設の点検、耐震対策)〈国・県・町〉</p> <p>交通施設等について、新たな構造材料、老朽化点検・診断技術に関する知見・技術について、長期的な視点に立って対策を検討する必要がある。また、交通施設及び沿線・沿道建物の複合的な倒壊を避けるため、これらの耐震化を促進する必要がある。</p>	<p>(道路施設の点検、耐震対策)〈国・県・町〉</p> <p>耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち緊急度の高いところについて、耐震補強工事を、道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される箇所について、防災工事をそれぞれ行うとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性等を考慮した整備を行う。</p>
⑤	<p>(道路等の長寿命化計画等)〈国・県・町〉</p> <p>長寿命化計画の策定などにより、適切な維持管理や道路整備に努める必要がある。</p>	<p>(道路等の長寿命化計画等)〈国・県・町〉</p> <p>道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路等については、安全性確保のための整備や、複数ルート確保のための代替路を確保するための道路整備等を図る。</p>
⑥	<p>(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉</p> <p>交通施設等について、停電等にも対処できるように整備を推進する必要がある。</p>	<p>(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉</p> <p>交通安全施設等について、耐震性の向上を図るとともに、停電等にも対処できるよう信号機電源付加装置等の整備を推進する。</p>
⑦	<p>(大規模盛土造成地)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消し、安全性を向上させる必要がある。</p>	<p>(大規模盛土造成地)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模盛土造成地等の把握を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑧	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉</p> <p>防災拠点となる主な公共施設等について、装備資機材の機能向上を図るとともに、関係機関の連携等による情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉</p> <p>南海トラフ地震等に備え、県内の被災状況や他県からの支援状況など情報収集活動を行えるよう、資機材の配備や行動体制を整理する。そのほか、救助、救急、医療活動や物資の供給などの災害応急対策を迅速に実施できるよう、災害対応に係る拠点の機能充実を図る。</p>
⑨	<p>(相互応援体制の整備)〈国・県・町・高松市消防局・民間〉</p> <p>大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(相互応援体制の整備)〈国・県・町・高松市消防局・民間〉</p> <p>災害時に国の機関、県の担当部署、近隣市町、その他民間関係団体との応援・協力活動が円滑に行われるよう、応援協定を締結すること等により、応援受援体制を整備する。</p>
⑩	<p>(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、県内で広域的な連携に関する協定の締結に努めるなど、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。</p>
⑪	<p>(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、主要駅や大型商業施設、国道など主要道の周辺では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	
	対応策	
⑫	<p>(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)〈町・民間〉</p> <p>大規模集客施設において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中でパニックが発生する可能性がある。また、混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する可能性もあるので、その対策が必要となる。</p>	<p>(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)〈町・民間〉</p> <p>学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設(民間含む)の特性や地域の特性を考慮し、必要性によりあらかじめ避難計画を作成し、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。</p>
⑬	<p>(地区防災計画の策定推進)〈町・民間〉</p> <p>大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。</p>	<p>(地区防災計画の策定推進)〈町・民間〉</p> <p>地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。</p>
⑭	<p>(避難所運営の円滑化)〈町・民間〉</p> <p>避難所の運営は、避難者が自ら行うが、実際に運営を経験した者が極めて少なく、経験不足から避難所運営が混乱するおそれがある。また、新型コロナウイルス対応が必要である。</p>	<p>(避難所運営の円滑化)〈町・民間〉</p> <p>避難所の運営は、避難者が自ら行うべきものであることを、防災訓練、出前講座及び広報紙等を通じて啓発する。</p> <p>避難所を避難者自らが運営できるよう、具体的に「避難所運営マニュアル」を策定・更新し、全ての避難所に設置する。また、新型コロナウイルス対応を実施し、記載する。</p>
⑮	<p>(避難所運営等における男女共同参画)〈県・町・民間〉</p> <p>避難所運営など災害対応の場においては、女性・乳幼児など子育て中の人、障がいのある人などへの配慮が欠ける対応となりやすく、避難者の生活に支障が生じるおそれがある。</p>	<p>(避難所運営等における男女共同参画)〈県・町・民間〉</p> <p>男女共同参画セミナー等において「防災」をテーマに取り扱い意識の啓発に努め、男女共同参画の視点を持って主体的に行動できる人材を育成する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	<p>(交通施設等に関する耐震化等①)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模地震時に鉄道網の機能が果たせなくなるとともに、各駅や高架構造物等の倒壊により、乗客や周辺住民等の安全が確保できなくなるおそれがある。</p>	<p>(交通施設等に関する耐震化等①)〈県・町・民間〉</p> <p>各事業者による鉄道駅や高架構造物等の耐震化対策を促進する。特に、緊急輸送道路等と交差または並走する橋梁、高架橋の耐震補強等を促進する。</p>
⑪	<p>(避難所の機能継続性の確保)〈県・町〉</p> <p>天井等の脱落、電力、通信、上下水施設等の損壊などにより、避難所として機能が失われた場合には、避難者の生活に支障が生じるおそれがある。</p>	<p>(避難所の機能継続性の確保)〈県・町〉</p> <p>避難所として長期使用されることが想定されるエリアにおいて、トイレの整備やスロープの設置、バリアフリー化を検討するとともに、空調の整備を検討する。</p> <p>夜間照明や通信機器用電力等、避難所として運営を継続させるための最低限の電力を確保するため、非常時発電設備等を検討する。</p> <p>災害時に情報収集をすることができるテレビ・電話端子等の設置を推進する。</p> <p>耐震性の高い給水管等の整備を検討するとともに受水槽の耐震化や緊急遮断弁の設置など、災害時の飲料水等の確保を検討する。</p> <p>また、排水管の耐震化について検討する。</p>
⑫	<p>(避難所における給水の円滑化)〈県・町〉</p> <p>水道施設が損壊などにより水道供給が途絶した場合、避難者の生活に支障が生じるおそれがある。</p>	<p>(避難所における給水の円滑化)〈県・町〉</p> <p>水道企業団等による給水車等による配給に備え、町は給水袋の在庫管理と保管場所を適切に検討する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑱	(福祉避難所施設数の拡大)〈町・民間〉 要配慮者について、一般の避難所で長期の避難生活を継続した場合、避難者が体調を崩すおそれがある。	福祉避難所施設数の拡大)〈町・民間〉 一般の避難所での生活が困難である要配慮者を受け入れるため、福祉避難所の施設数の拡大を図る。
⑳	(福祉避難所の人的応援体制の充実)〈町・民間〉 福祉施設の従業員の出勤が困難(特に看護師や介護士等の専門職の確保)となる場合、福祉避難所が開設できないおそれがある。	(福祉避難所の人的応援体制の充実)〈町・民間〉 看護師や介護士等の専門職の人的応援体制について、ボランティア登録制を活用する。
㉑	(指定緊急避難場所の整備)〈県・町・民間〉 指定緊急避難場所となっている施設の樹木の倒木、火災などにより、避難場所としての機能が阻害されるおそれがある。	(指定緊急避難場所の整備)〈県・町・民間〉 指定緊急避難場所としての機能を十分に発揮するよう整備する。敷地内の樹木の倒木や延焼により避難場所としての機能が阻害されないよう、老木や枯れ枝の除去等、維持管理を適正に行う。
㉒	(防災士の育成)〈町・民間〉 防災士の育成を図る必要がある。	(防災士の育成)〈町・民間〉 防災士資格補助の推進を図る。
㉓	(福祉避難所の必要性の検討)〈町・民間〉 福祉施設が被災し、入所者の避難が必要となる事態を想定し、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備の検討を図る必要がある。	(福祉避難所の必要性の検討)〈町・民間〉 被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を検討する。
㉔	(外国人への情報提供)〈町〉 外国人への情報伝達体制を整備する必要がある。	(外国人への情報提供)〈町〉 町のホームページの多言語化を図り、避難情報等を伝達する。

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住宅の耐震化促進事業実績		4事業12件(単年度)	国庫補助令和7年度まで
避難行動要支援者名簿の更新		登録件数 650件	個別計画の推進
主な公共施設等の耐震化率 (社会福祉施設、庁舎、体育館は100%)		文教施設 91%	文教施設 95%

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(消防車両の確保)〈国・県・町・高松市消防局〉</p> <p>建築物等全ての耐震化を短期間に行うことは困難であることや、火災の発生は様々な原因があることから、装備資機材の充実、各種訓練等により災害対応機関等の災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防車両の確保)〈国・県・町・高松市消防局〉</p> <p>大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境の充実強化・整備を図る。</p>
②	<p>(延焼防止)〈町・民間〉</p> <p>建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。また、大規模火災のリスクの高い地震時等に著しく危険な住宅密集地の改善整備については、避難地等の整備、建築物の不燃化等により官民が連携して計画的な解消を図る必要がある。</p>	<p>(延焼防止)〈町・民間〉</p> <p>街路、公園等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。</p>
③	<p>(消防関係団体の連携)〈町・高松市消防局・民間〉</p> <p>消防関係団体の連携強化を図り、災害対応能力を向上させる必要がある。</p>	<p>(消防関係団体の連携)〈町・高松市消防局・民間〉</p> <p>消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。</p>
④	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)〈県・町〉</p> <p>大規模地震・火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を構築する必要がある。</p>	<p>(緊急消防援助隊の応援・受援体制)〈県・町〉</p> <p>県内外の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(消火活動の体制整備)〈町・高松市消防局・民間〉 災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。	(消火活動の体制整備)〈町・高松市消防局・民間〉 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。
⑥	(消防意識の向上)〈県・町・高松市消防局・民間〉 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための消防意識の向上を推進する必要がある。	(消防意識の向上)〈県・町・高松市消防局・民間〉 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。
⑦	(町民の防災行動力の向上)〈県・町・高松市消防局・民間〉 建物・交通施設及び住宅の火災予防・被害軽減のための防災行動力の向上を推進する必要がある。	(町民の防災行動力の向上)〈県・町・高松市消防局・民間〉 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上を図るため、町や消防機関の指導の下に、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。
⑧	(公共施設等の総合管理①)〈町〉 庁舎やインフラ施設などの公共施設について、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、復旧、復興活動に支障をきたすおそれがある。	(公共施設等の総合管理①)〈町〉 公共施設等総合管理計画に基づき、国等の交付金や補助金を積極的に活用して、適切に公共施設の維持管理、老朽化対策、長寿命化または施設の更新(統廃合等を含む)等を行う。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑨	<p>(学校施設等における天井等の脱落対策)〈県・町〉</p> <p>学校施設のうち災害時に避難所となる屋内運動場等について吊り天井等の脱落対策を実施しなければ、児童生徒や避難者等に被害が発生するおそれがある。</p>	<p>(学校施設等における天井等の脱落対策)〈県・町〉</p> <p>学校施設では、避難所となる屋内運動場を中心に、天井等の脱落対策を推進する。また、ガラス飛散防止対策や設備機器の落下防止対策を推進する。</p>
⑩	<p>(災害対応力の強化)〈町〉</p> <p>施設管理者(町職員等)の災害対応能力向上に取り組まなければ、人的被害が発生するおそれがある。</p>	<p>(災害対応力の強化)〈町〉</p> <p>災害対応能力向上のため、各種防災訓練を実施する。</p>
⑪	<p>(子どもに対する防災教育)〈県・町・民間〉</p> <p>様々な災害から子どもの命を守ることができるよう、町内全ての学校園において綾川町の地形や気候等から想定されるあらゆる災害についての防災教育を推進しておかなければ、災害時に幼児児童生徒に多数の死傷者が発生するおそれがある。</p> <p>また、幼児児童生徒への防災教育の主たる担い手である教職員の防災意識の向上や、防災教育の知識技能等の指導力の養成をしておかなければ、子どもに対する教育が適切に実施できないおそれがある。</p>	<p>(子どもに対する防災教育)〈県・町・民間〉</p> <p>町内すべての学校・園において、緊急地震速報を活用した避難訓練や、避難後の子どもを保護者へ引き渡す訓練などを実施し、子どもを守るための防災教育を推進する。</p> <p>すべての学校・園において個別の「防災対応マニュアル」が作成されるよう支援を行うとともに、各学校・園の避難所としての機能については、防災対策担当課と情報共有を行うなど関係各部署との連携を図る。</p> <p>各地で開催される様々な防災セミナーや研修会の案内を学校園に周知し、広く教職員へ参加を呼びかけ、災害時に安全な行動をとるための必要な知識と災害に対する必要な備え等、実効性のある対応策の習得を目指す。</p>

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑫	(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)〈町・民間〉【再掲】	(多数の者を収容する施設の避難計画の作成)〈町・民間〉【再掲】
⑬	(地区防災計画の策定推進)〈町・民間〉【再掲】	(地区防災計画の策定推進)〈町・民間〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
避難行動要支援者名簿の更新【再掲】	登録件数 650 件【再掲】	個別計画の推進【再掲】
主な公共施設等の耐震化率【再掲】 (社会福祉施設、庁舎、体育館は 100%)	文教施設 91%【再掲】	文教施設 95%【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(デジタル技術の利活用)〈国・県・町・民間〉</p> <p>大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、A I やビッグデータなど技術革新が急速に進展しているデジタル技術の利活用を推進する必要がある。</p>	<p>(デジタル技術の利活用)〈国・県・町・民間〉</p> <p>大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、A I やビッグデータなど進化し続けるデジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。</p>
②	<p>(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉</p> <p>避難に関する情報の伝達方法について、多様な手段を整備する必要がある。</p>	<p>(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉</p> <p>避難に関する情報の伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。</p>
③	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)〈町〉</p> <p>高齢者、障害者等の要配慮者への情報伝達体制を整備する必要がある。</p>	<p>(要配慮者への情報伝達手段の工夫)〈町〉</p> <p>情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うよう工夫する。また、自治会・自主防災組織等の協力を得て、情報伝達体制の整備に努める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
④	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図る必要がある。住民による情報伝達体制を確立する必要がある。	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート(公共情報コモンズ)などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信設備の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化とともに、全国瞬時警報システム(J-ALERT)など、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努める。また、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。さらに、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努め、住民による情報伝達体制の確立を促進する。
⑤	(危険物関係施設の自主点検の実施)〈町・高松市消防局・民間〉 危険物等関係施設の安全性を確保する必要がある。	(危険物関係施設の自主点検の実施)〈町・高松市消防局・民間〉 危険物等関係施設の安全性を確保するため、事業所における自衛消防組織等の設置や自主点検の実施を促進する。
⑥	(適切な避難のための情報伝達①)〈町〉 適切な避難が行えるよう、平常時より準備する必要がある。	(適切な避難のための情報伝達①)〈町〉 適切な避難が行えるよう、避難の勧告または指示を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑦	(適切な避難のための情報伝達②)〈町・民間〉 平常時から避難場所の確認など、発災時の体制整備を図る必要がある。	(適切な避難のための情報伝達②)〈町・民間〉 住民や学校、社会福祉施設等において、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、発災時の体制整備を図る。
⑧	(避難経路の検討)〈町・民間〉 町民は、避難すべき最適の経路を近隣住民とともに日頃から検討する必要がある。町は、町民が自主的に避難体制を整えられるようにサポートする必要がある。	(避難経路の検討)〈町・民間〉 町民は、過去の経験とハザードマップ等の情報に照らし、危険箇所を確認し、一時的な危険回避場所を考え、避難すべき最適の経路を近隣住民とともに日頃から検討する。町は、町民が避難経路等を検討する機会づくりを行い、町民が自主的に避難体制を整えられるようにする。
⑨	(孤立予想地域の災害対応力強化)〈県・町・民間〉 災害時に孤立が予想される地域では、速やかな対応が困難になるものと想定されるため、町との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。	(孤立予想地域の災害対応力強化)〈県・町・民間〉 浸水被害・山間部等で孤立が予想される地域では、避難場所、通信設備の整備を重視するとともに、被災状況の一次的な把握を行える体制づくりや、負傷者の緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図る。また、町は町民が自立的に避難体制を整えるための啓発のほか、消防団や地域の自主防災力の活性化により、「共助」の強化を目指す。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	<p>(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉</p> <p>河川や堤防等について、県が策定する「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行うとともに、新設に当たっては耐震性を配慮して整備する必要がある。</p>	<p>(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉</p> <p>県の「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から河川の堤防の嵩上げや液状化対策など地震対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を考慮する。</p> <p>また、堰、水門、ダム等防災上重要な施設については、震災時に大きな被害がでないように、長寿命化計画の作成等に努める。なお、ダムの再開発を行う際には、利水容量の確保等により、渇水にも対応できるよう整備を行う。</p> <p>また、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。</p>
⑪	<p>(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉</p> <p>南海トラフ地震(最大クラス)等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策等を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉</p> <p>本町が内陸に位置することで津波による直接被害の想定がないことに油断せず、本四連絡橋や近隣市町の港湾の被害による物流の鈍化や、他市町・他県のインフラ、人的被害が甚大になった場合の影響を念頭に置く。国、県などの関係機関と協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波の影響に対する備えを行う。</p>
⑫	<p>(整備における自然環境への配慮)〈国・県・町〉</p> <p>河川堤防等の整備に当たっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。</p>	<p>(整備における自然環境への配慮)〈国・県・町〉</p> <p>河川堤防等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑬	<p>(抜本的な治水対策)〈国・県・町〉</p> <p>地球温暖化の影響と思われる異常気象による突発的で局所的な集中豪雨や台風の頻繁な襲来によって、河川の水位が上昇し、堤防が決壊し、河川の流域全体に浸水被害を及ぼすおそれがある。</p>	<p>(抜本的な治水対策)〈国・県・町〉</p> <p>災害時の緊急復旧用資材の備蓄や災害対策車両の基地等として、水防活動の拠点の整備を図る。</p>
⑭	<p>(総合的な治水対策・雨水対策の推進)〈国・県・町・民間〉</p> <p>用途地域内で大規模地震により主要排水施設が被災し、その機能が失われ浸水した場合や、既存排水施設の有する能力を超えた異常気象等により浸水が発生した場合、人的被害、医療、社会福祉施設等の機能障害、交通アクセス不良、合流地区においては汚水処理機能の低下、地下空間の被害、文化財の被害、水害廃棄物による汚染等、様々な被害が発生するおそれがある。</p>	<p>(総合的な治水対策・雨水対策の推進)〈国・県・町・民間〉</p> <p>主要排水施設(排水路、下水道管きょ、ポンプ場等)の増強を行うとともに、雨水貯留管やバイパス管の新設を進める。自助・共助の支援策(ハザードマップや、防災意識向上の場の提供等)を検討する。</p>
⑮	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>下水管路施設や排水施設については、地震や老朽化等により破損が発生し、必要な排水能力が確保できなくなった場合、市街地等に浸水被害を発生させるおそれがある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>老朽化した下水管路施設や排水施設の改築・更新等の長寿命化及び機能健全化を行う。</p>
⑯	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>用水路等の農業用施設は、用途地域内の雨水排水の役割も担っており、老朽化対策、耐震対策を実施しなければ、豪雨や大規模地震などにより、用途地域内等に浸水被害を発生させるおそれがある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>用水路等の農業用施設の老朽化対策、耐震対策を促進する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑰	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑱	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】
⑲	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】
⑳	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-3	広域災害による多数の死者の発生
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
洪水土砂災害ハザードマップを作成・公表	令和3年5月末更新 (8,241世帯配付 令和3年6月末)	令和4年度 土砂災害警戒区域及び綾川、田万川 浸水想定区域 更新(重要項目変更の 場合は見直しを実施)
雨水計画を作成	進捗 100% (令和2年度完了)	-

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉</p> <p>大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、県の河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進める。</p>	<p>(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉</p> <p>浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、河積の確保や、上流ダムの整備を促進する。</p>
②	<p>(洪水・内水予想範囲の周知啓発)〈県・町〉</p> <p>大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや内水ハザードマップの作成、住民の避難体制確立等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。</p>	<p>(洪水・内水予想範囲の周知啓発)〈県・町〉</p> <p>洪水・内水からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定により、各種ハザードマップを作成し住民の避難体制を確立するとともに、排水施設の整備を促進する。</p>
③	<p>(適切な避難のための情報伝達③)〈町・民間〉</p> <p>住民に洪水予報等の情報を確実に伝える必要がある。</p>	<p>(適切な避難のための情報伝達③)〈町・民間〉</p> <p>浸水想定区域において、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、周知を図る。</p>
④	<p>(ダムの異常洪水時防災操作に対する備え)〈県・町〉</p> <p>ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川について、浸水想定図を作成し、地域住民への周知を図る必要がある。</p>	<p>(ダムの異常洪水時防災操作に対する備え)〈県・町〉</p> <p>ダムの異常洪水時防災操作に備え、ダムの下流河川について、浸水想定図を作成し、地域住民への周知を図る。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び、避難訓練の実施)〈県・町〉 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を行う必要がある。	(要配慮者利用施設の避難確保計画作成及び、避難訓練の実施)〈県・町〉 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。
⑥	(「流域治水プロジェクト」の推進)〈県・町〉 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、住宅地、森林などにおいて流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する必要がある。	(「流域治水プロジェクト」の推進)〈県・町〉 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、住宅地、森林などにおいて流域全体のあらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。
⑦	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑧	(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉【再掲】	(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
洪水土砂災害ハザードマップを作成・公表【再掲】		令和3年5月末更新【再掲】 (8,241世帯配付 令和3年6月末)	令和4年度 土砂災害警戒区域及び綾川、田万川 浸水想定区域 更新(重要項目変更の 場合は見直しを実施)【再掲】
雨水計画を作成【再掲】		進捗 100%【再掲】 (令和2年度完了)	-【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(適切な避難のための情報伝達④)〈県・町・民間〉</p> <p>Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。</p>	<p>(適切な避難のための情報伝達④)〈県・町・民間〉</p> <p>地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を町民に周知し、被害の防止に努める。町は、土砂災害警戒区域について広報を行い、周知を徹底する。</p> <p>町民は、町が広報する区域だけでなく、過去の経験から危険性が高いと思われる場所を日常的に目視点検し、地域や家族と情報共有する。</p>
②	<p>(土石流や山地災害に備えた啓発活動)〈県・町・民間〉</p> <p>住民の避難体制の強化のため、適切な避難方法や情報の収集伝達体制を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。</p>	<p>(土石流や山地災害に備えた啓発活動)〈県・町・民間〉</p> <p>土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するようハザードマップにより啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど、土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。</p>
③	<p>(砂防ボランティアの支援)〈県・町・民間〉</p> <p>想定している規模以上の土砂災害に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、砂防ボランティアとの連携強化を図り、被害を軽減する方策を検討する必要がある。</p>	<p>(砂防ボランティアの支援)〈県・町・民間〉</p> <p>斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。</p>
④	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)〈県・町〉</p> <p>土砂災害を予防するため、土石流危険溪流の砂防工事を行う必要がある。</p>	<p>(土石流危険溪流の砂防工事)〈県・町〉</p> <p>土石流危険溪流について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから砂防指定地に指定し、砂防工事を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉 土砂災害を予防するため、急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事を行う必要がある。	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉 急傾斜地崩壊危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから崩壊防止工事を行う。
⑥	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉 土砂災害を予防するため、地すべり危険箇所の地すべり防止工事を行う必要がある。	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉 地すべり危険箇所について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから地すべり防止区域に指定し、地すべり防止工事を行う。
⑦	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉 山地災害危険地区における災害を防止するため、適切な治山事業が必要である。	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉 山地災害危険地区について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。
⑧	(ため池ハザードマップによる啓発)〈県・町〉 町は、県と連携し、決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池を対象に、決壊したときの浸水想定区域や避難場所、避難経路を示すハザードマップを作成し普及啓発を図る必要がある。	(ため池ハザードマップによる啓発)〈県・町〉 決壊による水害その他の災害によりその周辺の区域に被害を及ぼすおそれのある防災重点農業用ため池を対象に、浸水想定区域図やハザードマップの普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。
⑨	(老朽化ため池の整備)〈県・町・民間〉 老朽化によるため池の決壊等を未然に防止するため、ため池の整備を行う必要がある。	(老朽化ため池の整備)〈県・町・民間〉 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	(大規模・中小規模ため池を中心とした耐震化)〈県・町・民間〉 農山村の地域活動の停滞や農地の管理の放棄、鳥獣被害等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。	(大規模・中小規模ため池を中心とした耐震化)〈県・町・民間〉 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される防災上重要な大規模・中小規模ため池を対象に、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど、地域の安全性の確保を図る。
⑪	(中小規模のため池の整備) (県・町・民間) 豪雨や台風等によって、中小規模ため池が決壊するリスクがある。	(中小規模のため池の整備) (県・町・民間) 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。
⑫	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉 山地災害の防止にあたっては、効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりの推進が必要である。	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉 山地災害のおそれがある箇所の調査・把握結果に基づき、間伐等の森林整備とこれに必要な路網整備、治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時においては代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑬	(自然と共生した多様な森林づくり)〈国・県・町〉 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。	(自然と共生した多様な森林づくり)〈国・県・町〉 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりを推進する。
⑭	(農業施設の管理と地域の情報共有)〈県・町・民間〉 農業集落排水施設の機能診断を速やかに実施し、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。	(農業施設の管理と地域の情報共有)〈県・町・民間〉 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理を推進する。
⑮	(地域コミュニティと連携した森林の整備)〈国・県・町・民間〉 森林の整備にあたっては、地域に根差した植生の活用等、自然と共生した多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。また、地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。	(地域コミュニティと連携した森林の整備)〈国・県・町・民間〉 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。
⑯	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑰	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】
⑱	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	1	大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-5	大規模な土砂災害、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮される戸数		438戸(累積)	438戸(累積)
老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)		285箇所(累積)	294箇所(累積)
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震化整備箇所数		3箇所(累積)	1箇所(単年度)
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震性点検箇所数(累計)		15箇所(累積)	16箇所(累積)
ため池ハザードマップを作成した箇所		63箇所(累積)	65箇所(累積)
多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積		921ha(単年度)	921ha(単年度)
洪水土砂災害ハザードマップを作成・公表【再掲】		令和3年5月末更新【再掲】 (8,241世帯配付 令和3年6月末)	令和4年度 土砂災害警戒区域及び綾川、田万川 浸水想定区域 更新(重要項目変更の 場合は見直しを実施)【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)〈国・県・町〉 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、「四国8の字ネットワーク」の完成など道路施設の整備推進に参画する必要がある。	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)〈国・県・町〉 県内の物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、「四国8の字ネットワーク」の完成など道路施設の整備推進に参画する。
②	(資機材の確保、救護体制の強化)〈県・町・民間〉 多数の被災者が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。	(資機材の確保、救護体制の強化)〈県・町・民間〉 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図る。また、救護所の設置など医療救護体制を強化する。
③	(広域的な医療救護体制の整備促進)〈県・町・民間〉 医療従事者の不足等の救護需要に対して整備を行い、対策を進める必要がある。	(広域的な医療救護体制の整備促進)〈県・町・民間〉 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他域または県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について整備を促進する。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
④	<p>(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉</p> <p>発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉</p> <p>道路啓開作業等の主体となる建設業者等と協定し、相互の情報交換をおこないつつ協力体制を整える。建設業者等のBCP策定状況を確認し、発災時の作業体制を促進する。</p> <p>また、復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者・関係機関等との間で協定を締結しておくとともに、相互の情報交換をおこないつつ協力体制を整える。</p>
⑤	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉</p> <p>発災後に物資輸送ルートを確実に確保するため、障害物の除去・移動などの道路啓開を円滑に進めるため、関係機関・団体等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。</p>	<p>(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉</p> <p>緊急輸送路等について、障害物の除去・移動などの道路啓開を円滑に実施するため、関係機関・団体等の連携と体制整備を図る。</p>
⑥	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉</p> <p>県広域水道企業団が水道施設の老朽化対策と合わせ耐震化を着実に進めるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する必要がある。また、県と町の協議により応急給水拠点の整備を進める必要がある。</p>	<p>(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉</p> <p>県広域水道企業団は水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する。 応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
⑦	(地下水の保全と再生水の供給環境整備)〈県・町・民間〉 地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。	(地下水の保全と再生水の供給環境整備)〈県・町・民間〉 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及啓発を図る。
⑧	(井戸水の確保と水質検査)〈県・町・民間〉 緊急時の水を確保するため、井戸水利用の検討を進める必要がある。	(井戸水の確保と水質検査)〈県・町・民間〉 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。
⑨	(食糧、飲用水の在庫管理と調達先の確保)〈県・町・民間〉 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、県、町、国、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。	(食糧、飲用水の在庫管理と調達先の確保)〈県・町・民間〉 食糧(食物アレルギーへの対応を含む。)や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行う。
⑩	(燃料の取扱いにかかるガイドラインの円滑な実施)〈県・町・民間〉 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインが策定されたところであり、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。	(燃料の取扱いにかかるガイドラインの円滑な実施)〈県・町・民間〉 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	
番号	脆弱性評価		対応策
⑪	<p>(町民の備蓄体制)〈町・民間〉 各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。</p>		<p>(町民の備蓄体制)〈町・民間〉 町民は、各自で3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、常備薬等の最低限必要な物資を準備するよう努める。町は、避難生活で役立つ物資の研究を行うとともに、分かりやすく取り組みやすい日常備蓄を考案して啓発する。</p>
⑫	<p>(広域物資拠点)〈県・町〉 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化する必要がある。</p>		<p>(広域物資拠点)〈県・町〉 広域物資拠点であるサンメッセ香川が利用できない場合等に備え、広域物資拠点支援施設の拡充を図るなど、県の関係機関と協力して災害対応力の強化を図る。 町は一次(広域)物資拠点支援施設である道の駅滝宮、および二次(地域)物資拠点である綾川町総合運動公園、ふれあい運動公園の防災機能強化を検討する。</p>
⑬	<p>(運送事業者等との連携)〈県・町・民間〉 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。</p>		<p>(運送事業者等との連携)〈県・町・民間〉 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
⑭	(支援内容の予測と把握の円滑化)〈県・町・民間〉 被災地の状況にあわせたプッシュ型支援・プル型支援の円滑かつ的確な実施に向けて、情報収集・供給体制の構築と合わせ、対応手順等の検討を進める必要がある。	(支援内容の予測と把握の円滑化)〈県・町・民間〉 「プッシュ型支援」においては、他市町の物資需要に関する情報収集を行い、必要とされる物資の予測が、また、「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、それぞれ必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう、県内の関係機関、および地域住民と協力して体制整備を図る。
⑮	(電力の供給体制の構築)〈県・町・民間〉 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築する必要がある。	(電力の供給体制の構築)〈県・町・民間〉 停電や燃料不足により災害対応に支障をきたすことがないように、電力事業者と電力の優先供給先の調整を行うなど供給体制の構築を図る。
⑯	(物資供給体制の構築)〈国・県・町・民間〉 ライフラインの遮断、交通網の途絶、運送能力等の縮小などにより、避難所へ飲料水や食料等の供給ができないおそれがある。	(物資供給体制の構築)〈国・県・町・民間〉 災害用備蓄物資(飲料水、食料及び衛生用品等)の備蓄量を最適化し、備蓄倉庫を複数設置する。小売り、流通等の民間事業者等と物資の確保等についての協定締結を積極的に推進する。各家庭における備蓄の重要性を啓発する。
⑰	(飲料水及び食糧の備蓄)〈町〉 給食調理場を有する学校及び共同調理場については、災害時の避難所としての機能に加えて、避難者に対する食糧供給施設としての役割が期待されている。	(飲料水及び食糧の備蓄)〈町〉 給食調理場を有する学校及び共同調理場の敷地内に、非常時の飲料水及び食糧を備蓄するための非常用備蓄倉庫を設置する。

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
番号	脆弱性評価	対応策
⑱	(交通施設等に関する耐震化等①)〈県・町・民間〉【再掲】	(交通施設等に関する耐震化等①)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
道路・橋梁の維持補修件数	橋梁0箇所(単年度)	橋梁長寿命化修繕計画による
橋梁長寿命化修繕計画	進捗100%(R2年度に前倒し策定⇒R3に繰越・完了)	100%(R5～R7点検、R7策定)
避難所開設・運営マニュアルの整備・啓発活動	100%(新型コロナウイルス感染症対策に対応)	100%(既存マニュアルを地区の状況に応じ修正)
福祉避難所の必要数の検討	協定による2箇所 (最大60人)	その他施設の検討
家庭備蓄の推進	啓発回数2回(単年度)	啓発回数2回(単年度)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる山間部等の孤立
番号	脆弱性評価	対応策
①	(山間部における救出作業等の円滑化①)〈国・県・町〉 山間部等は速やかな災害対処に困難が伴う場合が多い。このため、連携を緊密にし、地域の災害対応能力の活用を行う必要がある。	(山間部における救出作業等の円滑化①)〈国・県・町〉 山間部等において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携により、災害時の救出・救助、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。
②	(山間部における救出作業等の円滑化②)〈県・町・民間〉 高齢化率の高い山間地等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な交通ネットワークを把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や避難路、代替輸送路を確保するための取組を促進する必要がある。	(山間部における救出作業等の円滑化②)〈県・町・民間〉 山間部等において地域的な偏在により医師が不足しないよう、医師の確保を推進する。かがわ医療情報ネットワーク(K-MIX R)など、県下の医療情報交換ネットワークへの参加協力を継続し、災害時の医療機関における速やかな情報連携を促進する。
③	(輸送ルートとしての農道・林道の活用)〈県・町・民間〉 輸送ルートを確実に確保するため、地震、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。	(輸送ルートとしての農道・林道の活用)〈県・町・民間〉 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる山間部等の孤立
番号	脆弱性評価	対応策
④	(避難用道路の整備)〈町・民間〉 避難を円滑かつ迅速に行うため、道路の防災、震災対策や地震・風水害対策等を着実に推進する必要がある。	(避難用道路の整備)〈町・民間〉 住民が徒歩で確実に避難できるよう、歩道整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、主要な避難用道路を複数ルート選定するものとし、既存の道路・歩道等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。
⑤	(孤立想定地域の物資備蓄、物資調達の工夫)〈町・民間〉 山間部等においては、災害発生時に道路等が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができない恐れも想定されるため、民間を含め多様な主体が管理する道を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートの確保し避難路や代替輸送路を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。	(孤立想定地域の物資備蓄、物資調達の工夫)〈町・民間〉 食料や飲料水等について、山間部等で孤立が想定される地域は、地域住民と協議のうえ食料等の確保目標を設定し、あらかじめ場所を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。
⑥	(避難所の指定と機能強化)〈町〉 避難所となる学校施設等は、必ずしも防災機能(備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等)を有していないことから、機能強化等の対策等を進めるとともに、防災機能を有する公共施設等を指定避難所に設定する必要がある。	(避難所の指定と機能強化)〈町〉 指定緊急避難場所及び指定避難所では必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、非常用トイレ、非常用電源、その他資機材の確保などに努め機能強化を図る。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる山間部等の孤立
番号	脆弱性評価	対応策
⑦	(通信途絶の場合の情報連絡手段の確保)〈町・民間〉 災害により、通信の途絶による孤立地域が発生しないよう通信路の多ルート化を図る必要がある。	(通信途絶の場合の情報連絡手段の確保)〈町・民間〉 災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備するよう努める。
⑧	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉 消防署は施設の耐災害性を確保する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉 消防(局)本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術活用等を図る。
⑨	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉 発災後、職員の不足や情報インフラの損害等により行政機能や災害対応能力が低下するおそれがあることから、行政自らが被災した場合でも業務が継続できるよう体制を構築する必要がある。	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを策定するとともに、毎年度、見直しを図る。
⑩	(孤立予想地域の災害対応力強化)〈県・町・民間〉【再掲】	(孤立予想地域の災害対応力強化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑪	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑫	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる山間部等の孤立
番号	脆弱性評価	対応策
⑬	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】
⑭	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】
⑮	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
⑯	(土石流危険渓流の砂防工事)〈県・町〉【再掲】	(土石流危険渓流の砂防工事)〈県・町〉【再掲】
⑰	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉【再掲】	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉【再掲】
⑱	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉【再掲】	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉【再掲】
⑲	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉【再掲】	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉【再掲】
⑳	(町民の備蓄体制)〈町・民間〉【再掲】	(町民の備蓄体制)〈町・民間〉【再掲】
㉑	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】
㉒	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2	長期にわたる山間部等の孤立
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
農道整備率	76%	78%
Wi-Fi スポットの検討	2か所(かがわWi-Fiを綾上支所、綾上農改センターに設置)	必要箇所の推進

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

番号	脆弱性評価	対応策
①	(四国における活動拠点整備への協力体制)〈県・町〉 四国における活動拠点として、災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。	(四国における活動拠点整備への協力体制)〈県・町〉 県は大規模な災害の発生に備え、四国における進出・活動拠点の選定を行うとともに、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、四国の防災拠点として、救助・救急体制の整備を図る。町は体制整備に参画する。
②	(警察の災害派遣への協力体制)〈県・町〉 警察に対し、県及び町、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。	(警察の災害派遣への協力体制)〈県・町〉 県は災害警備部隊(警察災害派遣隊)について、実践的な訓練を通じて、広域的な派遣体制及び緊急かつ迅速な救助体制の整備を図る。町は体制整備に協力する。
③	(自衛隊の派遣要請への協力体制)〈県・町〉 自衛隊に対し、県及び町、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。	(自衛隊の派遣要請への協力体制)〈県・町〉 県は自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。町は県の要請がスムーズに行われるよう、内部情報の整理を行う。
④	(DMATとの連携)〈県・町・民間〉 災害派遣医療チーム(DMAT)に対し、具体的かつ実践的な防災訓練により連携強化を図る必要がある。	(DMATとの連携)〈県・町・民間〉 訓練の実施等を通じて、災害派遣医療チーム(DMAT)との連携を図る。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織の結成を推進し、自主防災組織の充実強化を図る必要がある。	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉 自助、共助の力を高めるため、町は自主防災活動を促進する。町民は自主自衛の意識を持ち、災害の情報収集手段の確保など日頃の備えを行い、命を守るために地域の防災活動に積極的に参加するよう努める。
⑥	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉 町及び自主防災組織等の連携強化を図り、災害時に支障をきたさないよう、具体的かつ実践的な防災訓練により災害対応能力を向上させる必要がある。	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や自主防災組織の自主活動の推進に努める。
⑦	(女性消防団員の確保・育成)〈町〉 潜在的な入団希望者の入団を促進し、消防団の育成及び強化を進める必要がある。	(女性消防団員の確保・育成)〈町〉 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。
⑧	(香川県防災情報システムでの情報一元管理)〈県・町〉 発災後の迅速な復旧・復興に向けて、県や町との間において情報共有を図り、災害対応業務の標準化を推進する必要がある。	(香川県防災情報システムでの情報一元管理)〈県・町〉 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、県下で災害対応業務の標準化を図るよう努める。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
番号	脆弱性評価	対応策
⑨	<p>(香川県総合防災訓練等の実施)〈県・町・民間〉</p> <p>地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。</p>	<p>(香川県総合防災訓練等の実施)〈県・町・民間〉</p> <p>県は県、市町、消防、警察、ライフライン事業者等が参加する総合防災訓練等を実施し、毎年、訓練内容の充実を図るとともに、県民において様々な機会の訓練に参加するよう努める。町は町民とともに県が主催する総合防災訓練等に参加する。</p>
⑩	<p>(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉</p> <p>警察施設及び消防庁舎は、地域における活動拠点となる施設の耐災害性を強化する必要がある。</p>	<p>(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉</p> <p>災害時に地域の災害警備活動の拠点となる警察署、交番等の施設について、計画的な整備に努め、耐震化の促進など耐震性の確保を図る。また、消防施設等についても耐震性を確保する。</p>
⑪	<p>(消防署所及び消防団の機能強化)〈町・高松市消防局〉</p> <p>災害拠点施設である消防署所及び消防団機庫に町民が使用できる資機材を備えていないため、自助の力が発揮できないおそれがある。</p> <p>消防署所車庫が外部に開放されているため、浸水、土砂等の自然災害や、テロ行為、放火などがあった場合、車庫内の消防車両や資機材を守る手段がない。</p> <p>大規模災害訓練施設や緊急消防援助隊を受け入れるための活動拠点が整備されていないため、迅速な対応ができないおそれがある。</p>	<p>(消防署所及び消防団の機能強化)〈町・高松市消防局〉</p> <p>町民に対し、自助及び共助意識の啓発を図る。</p> <p>消防署及び消防団機庫の災害拠点施設に、土のうやバール、ショベルなど、町民が大規模自然災害時に使用できる十分な数の資機材を備える。</p> <p>消防署及び消防団機庫の災害拠点施設に、資機材用倉庫を設置する。大規模災害訓練施設や緊急消防援助隊受け入れ施設を検討する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
番号	脆弱性評価	対応策
⑫	(防災拠点の機能強化)〈国・県・町・高松市消防局・民間〉 普段から関係機関(自衛隊、警察、消防、海保、県及び市町等)の間で連携方法等を確認するとともに、通信手段の複線化等を実施しておかなければ、災害時の連携が困難となり、効率的な救助、救急活動などが実施できないおそれがある。	(防災拠点の機能強化)〈国・県・町・高松市消防局・民間〉 合同図上防災訓練などを実施し、具体的な連携方法の手順などを確認するとともに、平素から顔の見える人間関係を構築する。
⑬	(車両及び人員等の体制強化並びに資器材等の増強)〈県・町・民間〉 消防車両、人員の被災により、十分な災害対応ができなくなるおそれがある。 救助・救急要請の著しい増加により、救急資器材が不足し、救助、救急活動などが行えないおそれがある。 消防車や救急車などが経年劣化により、長期間の活動ができないおそれがある。	(車両及び人員等の体制強化並びに資器材等の増強)〈県・町・民間〉 緊急消防援助隊の受援計画を策定し、県内消防応援隊や緊急消防援助隊の受入体制を確立する。大規模施設の自衛消防組織や応急手当受講者等による、自助・共助の体制を強化する。 災害、救急資器材の備蓄量を増加する。 災害時の救急資器材の提供について、医療品業者と協力体制の確立を図る。消防車や救急車などを計画的に更新する。
⑭	(消防団の機能強化①)〈町・民間〉 消防団員の個人装備品が不足しており、団員の公務災害発生のおそれがある。	(消防団の機能強化①)〈町・民間〉 消防団員用ヘルメット、耐切創性手袋、編み上げ靴、簡易な救助用資器材を整備する。
⑮	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】
⑯	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
番号	脆弱性評価	対応策
⑰	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】
⑱	(緊急消防援助隊の応援・受援体制)〈県・町〉【再掲】	(緊急消防援助隊の応援・受援体制)〈県・町〉【再掲】
⑲	(山間部における救出作業等の円滑化①)〈国・県・町〉【再掲】	(山間部における救出作業等の円滑化①)〈国・県・町〉【再掲】
⑳	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
㉑	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】
㉒	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3	自衛隊、警察、消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
女性消防団員 加入推進	12人	加入推進
災害支援団員 加入促進	24人	加入推進
防災士資格取得補助の推進	86人(累積)	150人(累積)
大規模火災・大規模災害における消防団活動マニュアルの策定	現状のまま継続	現状のまま継続

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

番号	脆弱性評価	対応策
①	(家族との連絡、帰宅手段についての啓発)〈県・町・民間〉 災害時における安否確認の方法や徒歩での帰宅支援の推進及び普及啓発に取り組む必要がある。	(家族との連絡、帰宅手段についての啓発)〈県・町・民間〉 家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。
②	(事業者における従業員や顧客の滞在についての啓発)〈県・町・民間〉 事業所等に対し、従業員や顧客等を帰宅困難者対策としないための支援体制の整備についての普及啓発に取り組む必要がある。	(事業者における従業員や顧客の滞在についての啓発)〈県・町・民間〉 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の推進等について、必要な啓発を行う。
③	(コンビニエンスストアにおける徒歩帰宅者支援体制の啓発)〈県・町・民間〉 コンビニエンスストア等に対し、徒歩帰宅者の休憩や情報提供等の場となるための支援体制の整備についての普及啓発に取り組む必要がある。	(コンビニエンスストアにおける徒歩帰宅者支援体制の啓発)〈県・町・民間〉 コンビニエンスストア等を展開する法人等との間で、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供などを内容とした協定を締結するなど、徒歩帰宅者を支援する体制を整備する。
④	(公共交通機関の運行状況等にかかる情報提供手段)〈県・町・民間〉 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施し、迅速に医療機能を提供するため、関係機関との連携調整を事前に行う必要がある。	(公共交通機関の運行状況等にかかる情報提供手段)〈県・町・民間〉 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧)〈県・町・民間〉 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、鉄道施設の防災、震災対策や洪水・土砂災害対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。	(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧)〈県・町・民間〉 地震による被害を軽減するため、橋梁、土構造物等の鉄道施設を主体に、必要により補強対策等を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震発生後の早期の復旧を期するため、関係機関との応援協力体制の確立など応急復旧体制の整備に努める。
⑥	(線路の補強対策)〈県・町・民間〉 鉄道施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。	(線路の補強対策)〈県・町・民間〉 線路の盛土、法面の改良工事等の補強対策を推進するなど安全施設の整備を図る。
⑦	(帰宅困難者対策)〈町・民間〉 公共交通機関の停止などによりことடன்各駅周辺等において、大量の帰宅困難者が発生するおそれがある。	(帰宅困難者対策)〈町・民間〉 ことடன்各駅、国道 32 号線沿線の企業等に対し、飲料水や食料等の配布、緊急避難場所の提供などについて、協定の締結を進める。
⑧	(観光客などへの対応)〈町〉 地理的に不慣れな観光客が避難行動を迅速かつ確実に実施でき、避難所等へ誘導するような対策を施さなければ、大きな混乱を生じさせるおそれがある。	(観光客などへの対応)〈町〉 地理的に不慣れな者が適切で確実な避難行動をとるため、案内表示を設置する。ピクトグラムや避難誘導サインを導入する。
⑨	(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)〈町・民間〉【再掲】	(帰宅困難者に対応する避難所運営体制の整備)〈町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】
⑪	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】
⑫	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
物資調達先企業等との災害時協力協定締結	5件(累積)	6件(累積)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(四国の医療活動の拠点としての体制整備)〈県・町・民間〉</p> <p>広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、四国の医療活動の拠点として地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。</p>	<p>(四国の医療活動の拠点としての体制整備)〈県・町・民間〉</p> <p>県は大規模災害の発生に備え、四国の医療活動の拠点としての役割も果たせるよう、広域医療搬送訓練や広域のDMAT実働訓練の実施などにより、広域的医療体制の整備を図る。町は県や医療機関の体制整備と歩調を合わせ、協力する。</p>
②	<p>(医療情報提供体制の充実)〈県・町・民間〉</p> <p>県は臨床診療において、特に初診患者の背景(病歴、治療歴等)を速やかに把握し、災害医療においても、よりの確な診療につなげることができるレセプト情報を活用する診療支援システム(K-MIX RBASIC)などのシステムで構成される、かがわ医療情報ネットワーク(K-MIX R)の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る必要がある。</p>	<p>(医療情報提供体制の充実)〈県・町・民間〉</p> <p>県は臨床診療において、特に初診患者の背景(病歴、治療歴等)を速やかに把握し、災害医療においても、よりの確な診療につなげることができるレセプト情報を活用する診療支援システム(K-MIX RBASIC)などのシステムで構成される、かがわ医療情報ネットワーク(K-MIX R)の整備・拡充など医療情報提供体制の充実を図る。町は県や医療機関の体制整備と歩調を合わせ、協力する。</p>
③	<p>(病院等の災害対応設備の充実)〈町・民間〉</p> <p>医療施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>(病院等の災害対応設備の充実)〈町・民間〉</p> <p>病院等、災害時に救護活動の中心的役割が期待される施設において、非常用電源等の災害対応設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
番号	脆弱性評価	対応策
④	(社会福祉施設における自家発電設備の整備)〈県・町・民間〉 福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。	(社会福祉施設における自家発電設備の整備)〈県・町・民間〉 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。
⑤	(社会福祉施設の状況把握)〈県・町・民間〉 社会福祉施設は被災時に被害状況の早期把握、復旧計画の速やかな立案等に活用できる体制を維持していく必要がある。	(社会福祉施設の状況把握)〈県・町・民間〉 県の社会福祉施設等の被害状況を把握する体制(システム等)のデジタル技術等を効果的に活用し、被災者の救出や受入れの調整を迅速に行う。
⑥	(社会福祉施設の連携協力体制)〈県・町・民間〉 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。	(社会福祉施設の連携協力体制)〈県・町・民間〉 社会福祉施設等において、災害時における県、町、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。
⑦	(JMATの活動に必要な体制の整備)〈県・町・民間〉 日本医師会災害派遣医療チーム(JMAT)については、インフラ被災時には到達できなくなるため、洪水・土砂災害対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。	(JMATの活動に必要な体制の整備)〈県・町・民間〉 日本医師会災害派遣医療チーム(JMAT)等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
番号	脆弱性評価	対応策
⑧	<p>(災害時の医療機能等の確保)〈町〉</p> <p>災害時に医療救護活動を行うにあたり、医師会、歯科医師会、薬剤師会との連携体制が無ければ、医療機能が麻痺するおそれがある。</p> <p>また、災害に備え、医薬品の調達や、供給ルートなどを事前に用意しておかなければ、医療機能が麻痺するおそれがある。</p>	<p>(災害時の医療機能等の確保)〈町〉</p> <p>綾川町医療救護活動ガイドラインに基づき、必要に応じて医師会、歯科医師会、薬剤師会、町で構成する会議の場を作り、災害時医療体制について不断の更新を行う。</p> <p>また、医療救護計画の更新を行う。</p>
⑨	<p>(消防署のエネルギー確保)〈県・町・高松市消防局〉</p> <p>消防署における非常用発電設備の燃料が不足し、防災拠点としての活動が維持できないおそれがある。</p>	<p>(消防署のエネルギー確保)〈県・町・高松市消防局〉</p> <p>高松消防綾川分署にあっては、燃料の備蓄量を72時間分確保するための危険物施設を設ける。</p>
⑩	<p>(防災拠点施設のエネルギー確保)〈国・県・町〉</p> <p>防災拠点となる本庁及び支所について、非常用発電設備の燃料が不足し、防災拠点としての活動が維持できないおそれがある。</p>	<p>(防災拠点施設のエネルギー確保)〈国・県・町〉</p> <p>災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するため、非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討のほか、浸水等により非常用発電機が機能しなくなった場合に備え、電力確保対策を検討、実施する。また、燃料の確保について関係事業者と協定締結を拡充する。</p>
⑪	<p>(消防団の機能強化②)〈国・県・町・民間〉</p> <p>町内の給油取扱所が被災し、消防団使用車両の燃料給油ができなくなるおそれがある。</p>	<p>(消防団の機能強化②)〈国・県・町・民間〉</p> <p>燃料の確保について関係事業者と協定を拡充する。</p>
⑫	<p>(広域的な医療救護体制の整備促進)〈県・町・民間〉【再掲】</p>	<p>(広域的な医療救護体制の整備促進)〈県・町・民間〉【再掲】</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
番号	脆弱性評価	対応策
⑬	(山間部における救出作業等の円滑化②)〈県・町・民間〉【再掲】	(山間部における救出作業等の円滑化②)〈県・町・民間〉【再掲】
⑭	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑮	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】
⑯	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】
⑰	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑱	(病院等の災害対応設備の充実)〈町・民間〉【再掲】	(病院等の災害対応設備の充実)〈町・民間〉【再掲】
⑲	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑳	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
㉑	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5	医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
救護病院（「綾川町における災害時医療救護活動ガイドライン」に基づく） の自家発電等設備の設置率	100% (香川県厚生農業協同組合連 合会 滝宮総合病院)	—
看護師等 医療ボランティア事前登録による災害対応力強化	13人	21人 (目安：町指定避難所の最大開設数)
必要に応じた医療救護計画・ガイドラインの見直し	策定済み	必要に応じ改正を実施

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(予防・治療活動に必要な体制の整備)〈県・町・民間〉</p> <p>感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。また、災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(予防・治療活動に必要な体制の整備)〈県・町・民間〉</p> <p>情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、県は県内において、対応が困難な場合は、国による技術的援助または近隣府県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。</p>
②	<p>(感染症対策に必要な物資の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>避難所等のマスク、消毒液や、パーティション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する必要がある。</p>	<p>(感染症対策に必要な物資の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>避難所等のマスク、消毒液や、パーティション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。</p>
③	<p>(感染症拡大防止のための連携強化)〈県・町・民間〉</p> <p>感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る必要がある。</p>	<p>(感染症拡大防止のための連携強化)〈県・町・民間〉</p> <p>感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。</p>
④	<p>(指定避難所以外の避難所の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>指定避難所の収容人数等を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する必要がある。</p>	<p>(指定避難所以外の避難所の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>指定避難所の収容人数等を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	<p>(予防及び防疫体制の構築)〈町〉</p> <p>感染性の高い疾病に対する予防接種について、接種率が低ければ集団感染を起こすおそれがある。</p> <p>また、避難所などにおいて集団生活をすると、ノロウイルス、インフルエンザウイルス、O-157、新型コロナウイルスなどによる集団感染が発生するおそれがある。</p>	<p>(予防及び防疫体制の構築)〈町〉</p> <p>感染性の高い疾病、予防接種が可能な疾病について、引き続き予防接種法に基づく予防接種の促進を図る。</p> <p>感染症の予防について、日ごろから普及啓発を図るとともに、避難所が開設されたときに迅速に健康教育、環境整備ができるようにする。具体的な対応内容については避難所運営マニュアルに記載する。</p>
⑥	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑦	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】
⑧	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
指標の名称		現状値 (令和3年度)
		目標値 (令和8年度)
予防接種法に基づく予防接種麻疹・風しんワクチンの接種率		第1期 92%、第2期 88%
		第1期 98%、第2期 98%

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(避難所運営マニュアルの作成)〈県・町〉</p> <p>県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める必要がある。</p>	<p>(避難所運営マニュアルの作成)〈県・町〉</p> <p>県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
番号	脆弱性評価	対応策
①	(避難地域の防犯対策)〈県・町・民間〉 治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化を図る必要がある。	(避難地域の防犯対策)〈県・町・民間〉 避難地域における空き巣や暴行・傷害行為が発生する等、被災地全体の治安が悪化する可能性があるため、特に避難所等における防犯や安全確保が行えるよう体制整備を図る。
②	(警察機能の確保)〈県〉 警察署等の庁舎について、耐震化等を進めなければ、災害時に警察機能が低下し、治安が低下するおそれがある。	(警察機能の確保)〈県〉 県は警察署等の庁舎について、計画的に耐震化を進めるとともに、警察災害派遣隊の体制強化を図る。
③	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
警察署におけるBCP策定率	100% (平成26年度策定)	-

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(防災拠点の非常用電源)〈県・町〉</p> <p>防災拠点においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。</p>	<p>(防災拠点の非常用電源)〈県・町〉</p> <p>防災拠点施設において、非常用発電設備として太陽光発電設備と蓄電池など、様々なエネルギーを組み合わせることで、動力源の複数化による被災時の故障リスクの低減を図る。</p>
②	<p>(給油所の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>燃料供給遮断などの非常時に、避難住民の受け入れを行う避難所や防災拠点等(公共施設等)において、避難住民の生活等に必要不可欠な燃料を確保する必要がある。</p>	<p>(給油所の確保)〈県・町・民間〉</p> <p>大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を、県とともに推進する。</p>
③	<p>(公共施設等の総合管理②)〈町〉</p> <p>庁舎やインフラ施設などの公共施設について、維持管理や老朽化対策などを適切に実施しなければ、災害時に防災拠点等としての機能を果たせなくなるおそれがある。</p>	<p>(公共施設等の総合管理②)〈町〉</p> <p>防災拠点の機能を有する施設については、公共施設等総合管理計画に基づき、適切に公共施設の維持管理、老朽化対策、長寿命化または施設の更新(統廃合等を含む)等を行う。</p>
④	<p>(庁舎等の浸水対策の実施)〈町〉</p> <p>指定避難所・緊急避難場所のうち、県管理河川で想定される最大想定規模の水害時の対策が必要。浸水する可能性がある施設は、施設自体へのアクセスが困難になる。また、重要な機能や食糧の備蓄は1階に集約されており、機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>(庁舎等の浸水対策の実施)〈町〉</p> <p>最大想定規模に対する浸水対策が現実的とは思われない施設の場合、必要物品のフロア間移動が迅速にできるように持ち出す物をあらかじめリストアップする。また、広域避難の検討を行い、周知啓発を促進する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	<p>(防災拠点施設の電力の確保)〈町〉</p> <p>防災拠点となる本庁及び支所について、非常用電源設備の機能強化を進めるほか、非常用電源に用いる燃料の調達方法を検討しておかなければ、行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>(防災拠点施設の電力の確保)〈町〉</p> <p>非常用発電機の機能強化や燃料の調達方法の検討などに取り組む。</p>
⑥	<p>(情報、通信機器等の業務継続体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>職員の不足、情報インフラの損害により、情報収集、検索など災害対策の立案に必要な活動が実施不可能となるなど災害対応能力が低下するおそれがある。</p> <p>また、施設においては、電源や通信設備の冗長化(システムの不具合に備え予備装置を配置すること)が出来ていないとともに、職員の参集については交通網の寸断等により主要施設に到達できないなど行政機能が大幅に低下するおそれがある。</p>	<p>(情報、通信機器等の業務継続体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>情報システムのネットワーク化および当該ネットワークの冗長化(有線(フレキシブル配管による地中埋設+無線のハイブリット化)及びシステムの冗長化(サーバなどデータ保管場所のマルチ化)などを進めるとともに、長時間の自営電源設備の確保などを進める。</p> <p>また、ICT部門のBCPの作成の検討を行う。</p>
⑦	<p>(車両の確保)〈町〉</p> <p>現場活動を中心とする防災拠点では、災害時の活動において車両が不可欠であり、浸水などにより車両が使用できなくなる可能性や、出動不能となるおそれがある。</p>	<p>(車両の確保)〈町〉</p> <p>施設によっては、車両を移動できる高台の確保とともに、高台への駐車場整備を進める必要がある。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
⑧	<p>(町の業務継続体制の整備)〈町〉</p> <p>庁舎等が被災し、災害対応に支障がでるおそれがある。</p> <p>通信網(電話及びインターネット等)が被災し、町内外の関係機関との連絡ができなくなるおそれがある。停電により、情報機器の使用ができないおそれがある。</p>	<p>(町の業務継続体制の整備)〈町〉</p> <p>業務継続計画(BCP)を策定し、庁舎等の被災に備え、予め代替庁舎等を検討する。また、飲料水、食料、毛布、衛生用品等の備蓄を行うとともに、仮眠所等の確保、衛星携帯電話、防災無線等、多様な通信手段を準備する。</p> <p>防災活動拠点(本庁及び支所・保健施設・病院等)については非常用発電機の機能強化を図るとともに、燃料の調達方法等の検討を行う。</p>
⑨	<p>(町職員の参集)〈県・町〉</p> <p>災害時に迅速な対応を行うため、職員等の安否確認手段がなければ、人員確保の見込みが立てられなくなるおそれがある。また、災害対応人員については、職員を総動員したとしても絶対的に不足するおそれがある。</p>	<p>(町職員の参集)〈県・町〉</p> <p>災害時の迅速な対応に向けた職員の安否確認手段の確立や、不足人員を補うため職員OBや県、他市町との協力体制の構築について検討を行う。</p>
⑩	<p>(町職員の体調管理)〈町〉</p> <p>職員は長期間、心身ともに非常に困難な災害対応を強いられた場合には、心身に不調をきたす職員が多数発生するおそれがある。</p>	<p>(町職員の体調管理)〈町〉</p> <p>災害業務に従事した職員が「二次被災者」になることを防ぐため、災害対応時の勤務シフトを早期に導入できるように本部で調整を行い、休暇を確保し、心身の疲労度や健康状況に関する定期的な自己チェックを実施できるようにし、健康相談やカウンセリングを行うなど、職員の健康管理体制の構築を行う。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
⑪	(町職員の防災意識の向上)〈町〉 町職員一人一人が従事すべき応急対策業務等の内容を十分に理解し、確実に行動できるよう、平時から訓練等を通じて災害対応への意識を高めておかなければ、災害時に多数の死傷者が発生するおそれがある。	(町職員の防災意識の向上)〈町〉 非常時に、職員一人ひとりが従事すべき応急対策業務等の内容を十分に理解し、速やかにかつ確実に行動できるよう、定期的な防災訓練や図上防災訓練等を通じて、災害対応への意識を平時から高めていくことに取り組む。
⑫	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】
⑬	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(相互応援体制の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑭	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】	(県外との相互応援体制の構築)〈県・町・民間〉【再掲】
⑮	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】	(情報収集ほか拠点機能の充実)〈県・町〉【再掲】
⑯	(防災拠点の整備)〈町〉【再掲】	(防災拠点の整備)〈町〉【再掲】
⑰	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑱	(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】
⑲	(避難所の指定と機能強化)〈町〉【再掲】	(避難所の指定と機能強化)〈町〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
番号	脆弱性評価	対応策
⑳	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】
㉑	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
㉒	(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】	(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】
㉓	(土石流危険渓流の砂防工事)〈県・町〉【再掲】	(土石流危険渓流の砂防工事)〈県・町〉【再掲】
㉔	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉【再掲】	(急傾斜地崩壊危険箇所の崩壊防止工事)〈県・町〉【再掲】
㉕	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉【再掲】	(地すべり危険箇所の地すべり防止工事)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	3	必要不可欠な行政機能は確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2	自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
町BCP策定・更新	100% (平成29年度策定)	状況に応じ随時改訂
再生可能エネルギー等導入推進基金事業による防災拠点施設等への再生可能エネルギー等導入施設数	10施設 (平成25～27年度完了)	発電規模が施設の防災目的に合致するか検討
防災拠点の非常用発電設備整備状況(必要箇所に対し72時間継続給電)	100% (令和2年度完了)	-
ICT-BCPの検討推進	導入検討	策定

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(通信設備バックアップ体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害対応ができるよう情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上等を図る必要がある。</p>	<p>(通信設備バックアップ体制の整備)〈町・民間〉</p> <p>発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。</p>
②	<p>(電力供給の確保)〈民間〉</p> <p>電力の長期供給停止を発生させないように、電力の制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や洪水・土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(電力供給の確保)〈民間〉</p> <p>発災時においても電力供給を確保するため、水力発電設備、火力発電設備、原子力発電設備、送電設備など各設備毎に耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。</p>
③	<p>(ガス供給体制の確保)〈民間〉</p> <p>ガスの長期供給停止を発生させないように、ガスの制御システムのセキュリティ確保のための評価認証基盤整備や洪水・土砂災害対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(ガス供給体制の確保)〈民間〉</p> <p>発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。</p>
④	<p>(防災拠点施設の電力確保対策)〈県・町・民間〉</p> <p>防災拠点となる本庁及び支所について、商用電力からの電力供給が途絶えた場合、災害対応等が実施できなくなるおそれがある。</p>	<p>(防災拠点施設の電力確保対策)〈県・町・民間〉</p> <p>非常用電源設備の設置を進めるほか、非常用発電に用いる燃料の調達方法について検討する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	<p>(庁舎等の電力確保対策)〈町・民間〉</p> <p>本庁及び支所において商用電力停止後、さらに非常用発電設備の破損または燃料切れ等により自設電力についても供給停止した場合、情報通信施設、ネットワーク機器、サーバ機器等の機能が停止し、情報の参照、収集、蓄積、提供及び共有が不能となり、行政機能が著しく低下するおそれがある。</p>	<p>(庁舎等の電力確保対策)〈町・民間〉</p> <p>出先機関においても大規模無停電装置の整備を進めとともに、ポータブル発電機等の常設または仮設発電機の優先貸出契約、通常時における燃料保管契約(災害時優先配送)の締結などについて検討する。</p>
⑥	<p>(災害対策本部の情報収集及び発信等)〈県・町〉</p> <p>電気、通信網等の遮断により、被害状況の把握や避難勧告などの情報提供ができなくなり、多数の死傷者が発生するおそれがある。</p>	<p>(災害対策本部の情報収集及び発信等)〈県・町〉</p> <p>電気の遮断に備え、防災活動拠点の非常用電源の整備を進める。</p> <p>通信網等の遮断に備え、通信手段の複線化(衛星携帯電話、香川県防災情報システム用端末)を図るとともに、避難情報の発信手段についても複線化(防災行政無線、エリアメールなど)を図る。</p>
⑦	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】
⑧	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
指定避難所への衛星携帯電話の配備数		21 施設中 10 施設	-
町防災行政無線専用（7 2 時間連続稼働）非常用電源の整備		100%（平成 30 年度完了）	-

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(避難行動支援者台帳の整備と情報の有効活用)〈町・民間〉 高齢者や障害者等の要配慮者による円滑な避難を実施するため、関係機関等と連携し、必要な体制整備を図る必要がある。	(避難行動支援者台帳の整備と情報の有効活用)〈町・民間〉 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成・更新するとともに、警察、消防、その他民間の支援団体等に対し、名簿の情報を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を図る。
②	(情報通信機器の耐震性強化)〈県・町〉 住民への災害情報提供にあたり、通信設備の損壊等により災害時に支障をきたさないよう、施設の耐震化を進めるとともに、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。	(情報通信機器の耐震性強化)〈県・町〉 発災時等における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。
③	(要配慮者の避難対策等)〈県・町・民間〉 バリアフリー化を促進しておかなければ、高齢者や障がいのある人などの要配慮者の被害が拡大するおそれがある。 自主防災組織など地域の避難支援組織が機能していなければ、要配慮者への適切な避難支援が行き渡らず、避難行動等の遅れ等により多数の死傷者が発生するおそれがある。	(要配慮者の避難対策等)〈県・町・民間〉 高齢者や障がいのある人など、要配慮者の円滑な避難を実現できるよう、バリアフリー化をいっそう促進する。 災害時の要配慮者への避難支援を円滑に実施できる体制づくりを進めるため、地域の自主防災活動の活性化に努める。
④	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】
⑤	(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉【再掲】	(避難情報の伝達手段の強化)〈県・町〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態
番号	脆弱性評価	対応策
⑥	(要配慮者への情報伝達手段の工夫)〈町〉【再掲】	(要配慮者への情報伝達手段の工夫)〈町〉【再掲】
⑦	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等、長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
全国瞬時警報システム(J-ALERT)及び町防災行政無線自動起動装置の整備		100% (平成30年度完了)	-
県防災情報システムへの加入・活用		100% (配備済み)	-
住宅の耐震化促進事業実績【再掲】		4事業12件(単年度)再掲【再掲】	国庫補助令和7年度まで【再掲】
主な公共施設等の耐震化率 (社会福祉施設、庁舎、体育館は100%)【再掲】		文教施設 91%【再掲】	文教施設 95%【再掲】
指定避難所への衛星携帯電話の配備数【再掲】		21施設中10施設【再掲】	-【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(帰宅支援のための情報伝達の円滑化)〈県・町・民間〉 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。	(帰宅支援のための情報伝達の円滑化)〈県・町・民間〉 災害時における観光客・買い物客への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。
②	(ラジオ放送局)〈県・町・民間〉 ラジオ放送局の難聴対策を推進する必要がある。	(ラジオ放送局)〈県・町・民間〉 ラジオ放送局等において、FM補完中継局の整備など、難聴・災害対策を推進するよう努める。
③	(住民情報の確保)〈町〉 庁舎の損壊、停電等による機能不全により、避難行動及び救助活動に必要な「住民基本台帳」にかかる情報を提供できないおそれがある。	(住民情報の確保)〈町〉 災害時に必要な住民情報を把握するため、かな順、または大字順に印刷した「住民基本台帳」リストを定期的に更新する。
④	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
番号	脆弱性評価	対応策
①	(中小企業向けBCP策定セミナーの開催)〈県・町・民間〉 町内中小企業に対し、BCP策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。	(中小企業向けBCP策定セミナーの開催)〈県・町・民間〉 商工会・商工会議所が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。
②	(道路施設等の耐震化、輸送体制等の確保)〈県・町・民間〉 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る必要がある。	(道路施設等の耐震化、輸送体制等の確保)〈県・町・民間〉 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。
③	(事業者へのハザードマップ等の普及・啓発)〈県・町・民間〉 事業者が、地域の具体的な被害想定を共有し、事業継続の取り組みを行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を行う必要がある。	(事業者へのハザードマップ等の普及・啓発)〈県・町・民間〉 事業者が、地域の具体的な被害想定を共有し、事業継続の取り組みを行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。
④	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】
⑤	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
⑥	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】
⑦	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
番号	脆弱性評価	対応策
⑧	(給油所の確保)〈県・町・民間〉【再掲】	(給油所の確保)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
道路・橋梁の維持補修件数【再掲】	橋梁0箇所(単年度)【再掲】	橋梁長寿命化修繕計画による【再掲】
橋梁長寿命化修繕計画【再掲】	進捗100%(R2年度に前倒し策定⇒R3に繰越・完了)【再掲】	100%(R5～R7点検、R7策定)【再掲】
避難所開設・運営マニュアルの整備・啓発活動【再掲】	100%(新型コロナウイルス感染症対策に対応)【再掲】	100%(既存マニュアルを地区の状況に応じ修正)【再掲】
福祉避難所の必要数の検討【再掲】	協定による2箇所(最大60人)【再掲】	その他施設の検討【再掲】
家庭備蓄の推進【再掲】	啓発回数2回(単年度)【再掲】	啓発回数2回(単年度)【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(事業者におけるBCPの策定)〈県・町・民間〉</p> <p>コンビナート災害の発生・拡大の防止を図るため、関係機関による合同訓練を実施するとともに、被災状況等の情報共有や大規模・特殊災害対応体制、装備資機材等の機能向上を図る必要がある。</p>	<p>(事業者におけるBCPの策定)〈県・町・民間〉</p> <p>番の州地区石油コンビナート等特別防災区域は、災害時に、四国のエネルギー拠点として重要な役割を果たすことになり、一方、発災時には、周辺の住民等の生命などに大きな影響を及ぼす恐れがあることから、各事業者において、BCPを策定するとともに、石油タンク等の耐震性の確保や当該施設の液状化等の状況に応じた対策など地震・津波対策を行うよう努める。</p>
②	<p>(有害物質の飛散・流出の防止)〈県・町・民間〉</p> <p>有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、各地方公共団体における事故発生を想定したマニュアルの整備を促進するなど、引き続き県や他市町と連携して対応する必要がある。</p>	<p>(有害物質の飛散・流出の防止)〈県・町・民間〉</p> <p>有害物資の漏洩による事故や環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。</p>
③	<p>(文化財の保護)〈町・民間〉</p> <p>大規模な火災等によって、文化財が燃失・損傷するおそれがある。</p>	<p>(文化財の保護)〈町・民間〉</p> <p>文化財の保護のため、防火面においては、既設の防火設備の保守点検を怠りなく行い、使いやすい状態で維持することや防火演習を実施する等で防火意識の向上を継続して図る。</p>
④	<p>(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】</p>	<p>(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
町における防災訓練等の人材育成事業の実施 毎年実施	1回 (校区別防災訓練)	1回 (防災訓練 (仮称))

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-3	食料等の安定供給の停滞
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(農業用水利施設・農道等の改修・補修、農業集落排水の機能保全) 〈県・町・民間〉</p> <p>農業集落排水施設の老朽化に対する機能診断により、これに基づく老朽化対策、耐震化を着実に推進する必要がある。</p>	<p>(農業用水利施設・農道等の改修・補修、農業集落排水の機能保全) 〈県・町・民間〉</p> <p>農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。</p> <p>また、農業集落排水施設の機能保全を維持・推進するため、施設の老朽化や耐震化について調査結果に基づき、計画の策定等の支援を行う。</p>
②	<p>(道路施設・堤防の耐震化) 〈県・町〉</p> <p>大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や堤防等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保する必要がある。</p>	<p>(道路施設・堤防の耐震化) 〈県・町〉</p> <p>大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や堤防等の耐震化など地震への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。</p>
③	(食糧、飲用水の在庫管理と調達先の確保) 〈県・町・民間〉【再掲】	(食糧、飲用水の在庫管理と調達先の確保) 〈県・町・民間〉【再掲】
④	(運送事業者等との連携) 〈県・町・民間〉【再掲】	(運送事業者等との連携) 〈県・町・民間〉【再掲】
⑤	(農業施設の管理と地域の情報共有) 〈県・町・民間〉【再掲】	(農業施設の管理と地域の情報共有) 〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	5	経済活動を機能不全に陥らせない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-3	食料等の安定供給の停滞
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)【再掲】	285箇所(累積)【再掲】	294箇所(累積)【再掲】
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震化整備箇所数【再掲】	3箇所(累積)【再掲】	1箇所(単年度)【再掲】
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震性点検箇所数(累計)【再掲】	15箇所(累積)【再掲】	16箇所(累積)【再掲】
多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積【再掲】	921ha(単年度)【再掲】	921ha(単年度)【再掲】
道路・橋梁の維持補修件数【再掲】	橋梁0箇所(単年度)【再掲】	橋梁長寿命化修繕計画による【再掲】
橋梁長寿命化修繕計画【再掲】	進捗100%(R2年度に前倒し策定⇒R3に繰越・完了)【再掲】	100%(R5～R7点検、R7策定)【再掲】
避難所開設・運営マニュアルの整備・啓発活動【再掲】	100%(新型コロナウイルス感染症対策に対応)【再掲】	100% (既存マニュアルを地区の状況に応じ修正)【再掲】
福祉避難所の必要数の検討【再掲】	協定による2箇所 (最大60人)【再掲】	その他施設の検討【再掲】
家庭備蓄の推進【再掲】	啓発回数2回(単年度)【再掲】	啓発回数2回(単年度)【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	（石油化学コンビナートの災害対応力強化）〈県・町・民間〉 エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。	（石油化学コンビナートの災害対応力強化）〈県・町・民間〉 番の州地区石油コンビナート等特別防災区域内の災害を想定し、周辺の企業や住民も含め、自衛防災組織や防災機関が一体となった合同訓練を実施するとともに、石油コンビナート等防災計画に基づき、災害発生の予防対策と災害発生時の応急対策の推進等、災害時の防災体制の強化を図る。 また、事業所における研修等を通じて、自衛防災組織の充実・強化を図る。
②	（再生可能エネルギーの導入）〈国・県・町・民間〉 エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。	（再生可能エネルギーの導入）〈国・県・町・民間〉 地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。町は一般住宅向けの太陽光発電設備、蓄電池の設置補助事業に取り組むほか、町有施設における地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進を検討する。
③	（中小企業の事業継続計画の策定）〈国・県・町・民間〉 災害発生時に企業が事業を継続または早期復旧するためには、事業継続計画の策定が有効とされているが、県内企業の策定率は25.5%（香川県商工労働部経営支援課：令和2年度）に留まっており、サプライチェーンを寸断させるおそれがある。	（中小企業の事業継続計画の策定）〈国・県・町・民間〉 中小企業は、実効性の高い事業継続計画の策定と着実な運用を推進する。行政は、中小企業に対して、事業継続計画の必要性を普及啓発するとともに、策定支援を行う。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
番号	脆弱性評価		対応策
④	(電力供給の確保)〈民間〉【再掲】		(電力供給の確保)〈民間〉【再掲】
⑤	(ガス供給体制の確保)〈民間〉【再掲】		(ガス供給体制の確保)〈民間〉【再掲】
⑥	(石油化学コンビナートの災害対応力強化)〈県・町・民間〉【再掲】		(石油化学コンビナートの災害対応力強化)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住宅への太陽光発電設備の設置補助件数		18件(蓄電池設置補助件数24件) (単年度)	35件(蓄電池設置補助件数40件) (単年度)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉【再掲】	(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉【再掲】
②	(地下水の保全と再生水の供給環境整備)〈県・町・民間〉【再掲】	(地下水の保全と再生水の供給環境整備)〈県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
番号	脆弱性評価	対応策
①	(下水施設の耐震化と下水道BCP策定)〈町・民間〉 県と連携して下水道BCPの策定を促進していく必要がある。	(下水施設の耐震化と下水道BCP策定)〈町・民間〉 下水道施設の耐震診断を実施し、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの策定の推進や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施を図るため、ストックマネジメント計画を策定し、適切な施設管理に努める。
②	(合併浄化槽への転換設置促進)〈町・民間〉 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。	(合併浄化槽への転換設置促進)〈町・民間〉 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。
③	(下水管路の耐震化等)〈国・県・町・民間〉 町内一円に敷設されている下水管路は膨大で、旧耐震基準にて建設されたものが多いことから、下水管路の耐震化を進めなければ、排水できない事態が生じるおそれがある。	(下水管路の耐震化等)〈国・県・町・民間〉 耐震診断にて構造計算を満足しない下水管路の耐震対策(管更生・浮上対策等)を実施する。
④	(農業用水利施設・農道等の改修・補修、農業集落排水の機能保全)〈県・町・民間〉【再掲】	(農業用水利施設・農道等の改修・補修、農業集落排水の機能保全)〈県・町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
下水道施設におけるBCP簡易版策定	(完了)	—
農業集落排水処理施設の老朽化機能診断実施地区割合	100%	—

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4	陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(道路の防災工事①)〈国・県・町〉</p> <p>輸送ルートを実際に確保するため、地震、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、輸送ルートの分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。</p>	<p>(道路の防災工事①)〈国・県・町〉</p> <p>道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。</p>
②	<p>(道路の防災工事②)〈国・県・町〉</p> <p>幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定されることから、関係機関との協力・連携のもとで対策について事前に十分準備する必要がある。</p>	<p>(道路の防災工事②)〈国・県・町〉</p> <p>道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。</p>
③	<p>(孤立地域への復旧活動の円滑化)〈国・県・町〉</p> <p>山間部や浸水孤立集落では、陸路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。</p>	<p>(孤立地域への復旧活動の円滑化)〈国・県・町〉</p> <p>山間部や浸水孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4	陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
番号	脆弱性評価	対応策
④	<p>(空港の被害の低減)〈国・県・町・民間〉</p> <p>空港機能について、高松空港が航空輸送上重要な空港に位置付けられていることから、発災時にその機能が確保できるよう耐震化対策等を着実に進める必要がある。また、その役割が果たせるよう、関係機関との情報共有や協力体制の構築を図る必要がある。</p>	<p>(空港の被害の低減)〈国・県・町・民間〉</p> <p>国の空港防災拠点計画において、四国で唯一「航空輸送上重要な空港」として位置付けられている高松空港は、四国の防災拠点として、大規模災害時の復旧、復興において重要な役割を担うことから、地震等による被害を最小限にとどめ、災害時においても空港機能を維持するため、各種基準等に基づき、施設・設備の耐震性の向上のほか、就航率改善などの機能強化に努める。また、災害発生時に迅速かつ的確な応急対策が行えるよう、BCP等に基づき、必要な資機材の整備・備蓄を行うとともに、救急救助等に従事する航空機や救援物資輸送機の運航を確保するため、デジタル技術の積極的な利活用も含め航空会社など関係機関との情報共有や応援協力体制の充実強化を図る。</p>
⑤	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】	(道路施設の点検、耐震対策)〈県・町〉【再掲】
⑥	(道路等の長寿命化計画等)〈県・町〉【再掲】	(道路等の長寿命化計画等)〈県・町〉【再掲】
⑦	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)〈国・県・町〉【再掲】	(緊急輸送のための道路施設の整備促進)〈国・県・町〉【再掲】
⑧	(輸送ルートとしての農道・林道の活用)〈県・町・民間〉【再掲】	(輸送ルートとしての農道・林道の活用)〈県・町・民間〉【再掲】
⑨	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開における障害物の除去、移動)〈県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4	陸・海・空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
番号	脆弱性評価	対応策
⑩	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑪	(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧)〈県・町・民間〉【再掲】	(鉄道施設の耐震性向上と早期復旧)〈県・町・民間〉【再掲】
⑫	(線路の補強対策)〈県・町・民間〉【再掲】	(線路の補強対策)〈県・町・民間〉【再掲】
⑬	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
番号	脆弱性評価	対応策
①	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
②	(河川、ダム等の維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】	(河川、ダム等の維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	(女性消防団員の確保)〈町〉 初期消防力の不足により、大規模な火災に発展するおそれがあることから、潜在的な入団希望者の入団を促進し、消防団の充実強化を進める必要がある。	(女性消防団員の確保)〈町〉 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。
②	(住宅密集地における道路の整備)〈国・県・町・民間〉 家屋の密集地において、地震により発生した火災の延焼や、建物倒壊などによる道路の閉塞により緊急車両の通行が確保できず、二次的被害が拡大するおそれがある。	(住宅密集地における道路の整備)〈国・県・町・民間〉 用途地域内の狭い道路については、計画的に整備を進め、火災発生時等の緊急車両の通行を確保する。
③	(災害対応のための出動環境整備)〈町〉 初期の消防力が不足していることにより、大規模な火災に発展するおそれがある。	(災害対応のための出動環境整備)〈町〉 消防職員・消防団員の増員に努める。消防署所・車両・職員の適正な配置に努める。消防車や救急車などを計画的に更新するとともに、新たな車両や予備車の確保に努める。
④	(災害対応のための水利の環境整備)〈町〉 地震発生時に、消火栓が使用できない可能性があり、複数の火災が発生し消防用水が不足した場合、大規模な火災に発展するおそれがある。	(災害対応のための水利の環境整備)〈町〉 用途地域内に耐震性を有する大容量防火水槽の整備を検討する。 水槽車や遠距離送水車を整備することにより、消防水利の確保を図る。
⑤	(住宅用火災警報器の設置促進)〈町〉 密集市街地において火災の発見が遅れた場合、大規模な火災に発展するおそれがある。	(住宅用火災警報器の設置促進)〈町〉 設置及び維持管理の指導を徹底する。防災訓練や各種媒体を利用した広報活動を行う。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑥	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】	(消防車両の確保)〈国・県・町〉【再掲】
⑦	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】
⑧	(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(警察・消防施設の耐震化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】
⑨	(消火活動の体制整備)〈町・高松市消防局・民間〉【再掲】	(消火活動の体制整備)〈町・高松市消防局・民間〉【再掲】
⑩	(DMATとの連携)〈県・町・民間〉【再掲】	(DMATとの連携)〈県・町・民間〉【再掲】
⑪	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉【再掲】	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉【再掲】
⑫	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉【再掲】	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉【再掲】
⑬	(消防意識の向上)〈県・町・民間〉【再掲】	(消防意識の向上)〈県・町・民間〉【再掲】
⑭	(町民の防災行動力の向上)〈県・町・民間〉【再掲】	(町民の防災行動力の向上)〈県・町・民間〉【再掲】
⑮	(延焼防止)〈町・民間〉【再掲】	(延焼防止)〈町・民間〉【再掲】
⑯	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑰	(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉【再掲】	(水道施設の損傷対策、復旧体制の整備)〈県・町・民間〉【再掲】
⑱	(文化財の保護)〈町・民間〉【再掲】	(文化財の保護)〈町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-1	地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
消防団員の条例定数充足率	88% (184/209名)	100% (209名/209名)
農業集落排水処理施設の老朽化機能診断実施地区割合【再掲】	100%【再掲】	—【再掲】
女性消防団員 加入推進【再掲】	12人【再掲】	加入推進【再掲】
災害支援団員 加入促進【再掲】	24人【再掲】	加入推進【再掲】
防災士資格取得補助の推進【再掲】	86人【再掲】	150人(累積)【再掲】
大規模火災・大規模災害における消防団活動マニュアルの策定【再掲】	現状のまま継続【再掲】	現状のまま継続【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
番号	脆弱性評価	対応策
①	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】	(消防局の情報通信施設の強化)〈県・町・高松市消防局〉【再掲】
②	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(公共施設の耐震化)〈国・県・町・民間〉【再掲】
③	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】	(情報伝達設備の整備)〈国・県・町〉【再掲】
④	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】	(住宅・建物等の耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑤	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】	(交通安全施設の耐震性強化)〈県・町〉【再掲】

重要業績指標		
事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
住宅の耐震化促進事業実績【再掲】	4事業12件(単年度)【再掲】	国庫補助令和7年度まで【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>緊急輸送道路において、下水管路の破損や管きょ抜けによる路面陥没、液状化によるマンホールの浮上による事故の発生により、二次災害が発生するおそれがある。</p> <p>地震発生時に懸念される陥没等による道路交通障害の防止と被災時の円滑な下水処理を行わなければ、町民生活に支障をきたすおそれがある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>緊急輸送道路下に埋設された下水管路の耐震対策(管更生・浮上対策等)を実施する。</p>
②	<p>(排水施設における電源喪失時の対策)〈町〉</p> <p>電源喪失時に、放流口、吐き口等からの逆流防止のために緊急遮断機構によるゲートの閉鎖を行わなければ、町民生活に支障をきたすおそれがある。</p>	<p>(排水施設における電源喪失時の対策)〈町〉</p> <p>電源喪失時にも機能維持するため、非常用発電機の設置等の対策を行う。</p>
③	<p>(ため池の老朽化対策及び耐震対策)〈県・町〉</p> <p>ため池の老朽化対策、耐震対策を進めなければ、豪雨や地震を原因とするため池の決壊により町民生活に支障をきたすおそれがある。</p>	<p>(ため池の老朽化対策及び耐震対策)〈県・町〉</p> <p>防災重点ため池など主要なため池について安全性確認の調査を行い、必要な対策を検討、推進する。</p>
④	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)〈国・県・町〉</p> <p>長期的な浸水が発生した場合、浸水区域で孤立する集落等では、食糧や水の供給が不可能となり、過度なストレスによる健康被害などが発生するおそれがある。</p> <p>また、避難時に用排水路への転落等のおそれがある。</p>	<p>(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)〈国・県・町〉</p> <p>浸水地区の早期の排水作業ができるよう備える。</p> <p>人命救助など、被災時の支援工程を事前に準備する。</p> <p>浸水時の行動について、分かりやすく住民に説明・啓発する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(ため池ハザードマップによる啓発)〈県・町〉【再掲】	(ため池ハザードマップによる啓発)〈県・町〉【再掲】
⑥	(老朽化ため池の整備)〈県・町・民間〉【再掲】	(老朽化ため池の整備)〈県・町・民間〉【再掲】
⑦	(大規模・中小規模ため池を中心とした耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】	(大規模・中小規模ため池を中心とした耐震化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑧	(中小規模のため池の整備) (県・町・民間)【再掲】	(中小規模のため池の整備) (県・町・民間)【再掲】
⑨	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
⑩	(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】	(河川、ダムの維持修繕と改修)〈県・町〉【再掲】
⑪	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(広域災害時の想定)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑫	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉【再掲】	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉【再掲】
⑬	(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉【再掲】	(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-3	ため池、防災施設インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
中小規模ため池の防災対策箇所数	15箇所	16箇所
老朽ため池の整備箇所数(全面改修累計)【再掲】	285箇所(累積)【再掲】	294箇所(累積)【再掲】
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震化整備箇所数【再掲】	3箇所(累積)【再掲】	1箇所(単年度)【再掲】
大規模ため池(5000m ³ 以上)の耐震性点検箇所数(累計)【再掲】	15箇所(累積)【再掲】	16箇所(累積)【再掲】
ため池ハザードマップを作成した箇所【再掲】	63箇所(累積)【再掲】	65箇所(累積)【再掲】
多面的機能支払によるため池や水路等の保全管理実施面積【再掲】	921ha(単年度)【再掲】	921ha(単年度)【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-4	農地・森林等の被害による地域の荒廃
番号	脆弱性評価	対応策
①	(農道・水路・ため池の保全)〈県・町・民間〉 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。	(農道・水路・ため池の保全)〈県・町・民間〉 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。
②	(土石流や山地災害に備えた啓発活動)〈県・町・民間〉【再掲】	(土石流や山地災害に備えた啓発活動)〈県・町・民間〉【再掲】
③	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉【再掲】	(山地災害危険地の治山事業)〈県・町〉【再掲】
④	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉【再掲】	(災害に強い森林づくりの推進)〈国・県・町〉【再掲】
⑤	(地域コミュニティと連携した森林の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】	(地域コミュニティと連携した森林の整備)〈国・県・町・民間〉【再掲】
⑥	(自然と共生した多様な森林づくり)〈国・県・町〉【再掲】	(自然と共生した多様な森林づくり)〈国・県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	7-4	農地・森林等の被害による地域の荒廃	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
森林環境譲与税の活用による森林整備事業		間伐等保全面積 2.6ha	間伐等保全面積 5.0ha

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(廃棄物処理施設の災害対応力強化)〈県・町・民間〉</p> <p>地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、ストックヤードの候補地の選定を促進する必要がある。</p>	<p>(廃棄物処理施設の災害対応力強化)〈県・町・民間〉</p> <p>廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の選定等の見直しを行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。</p>
②	<p>(廃棄物収集処理にかかる対応力強化)〈県・町・民間〉</p> <p>大量のごみや流木等が発生した場合に備え、処理体制の整備を図る必要がある。</p>	<p>(廃棄物収集処理にかかる対応力強化)〈県・町・民間〉</p> <p>大量のごみや流木等が発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図り、強化する。</p>
③	<p>(災害廃棄物による二次災害防止)〈県・町〉</p> <p>町においては、災害廃棄物処理計画の策定は完了しており、今後は、計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。災害廃棄物による二次災害防止のために、有害物質に係る情報を踏まえた対策を検討する必要がある。</p>	<p>(災害廃棄物による二次災害防止)〈県・町〉</p> <p>有害物質の漏洩等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
④	<p>(廃棄物収集処理にかかる人材育成)〈県・町〉</p> <p>本町では、国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画があり、計画を促進するとともに、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。</p>	<p>(廃棄物収集処理にかかる人材育成)〈県・町〉</p> <p>処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会等の開催などにより、人材の育成を図る。</p> <p>また、災害廃棄物の処理が生じることから、関係廃棄物処理業者等との連携を図っている。</p>
⑤	<p>(有害物質の漏えい対策等①)〈国・県・町・民間〉</p> <p>工場、事業場が被災し、様々な物質が漏えいした場合、有害物質かどうかわからないまま適切な措置がとれず、被害が拡大するおそれがある。</p>	<p>(有害物質の漏えい対策等①)〈国・県・町・民間〉</p> <p>特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法）や水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の届出により、工場・事業場で取扱いのあった特定化学物質等の情報を蓄積することで、被災があった場合、関係機関への情報提供を行う。また、漏えい現場で検知管等を使用し迅速な確認を行う。</p>
⑥	<p>(有害物質の漏えい対策等②)〈町〉</p> <p>被災により、解体中のアスベスト含有建築物等が倒壊し、アスベストが飛散した場合、近隣住民はアスベスト含有の情報を知らないため、避難行動がとれず、被害が生じるおそれがある。</p>	<p>(有害物質の漏えい対策等②)〈町〉 大気汚染防止法の特定粉じん排出等作業の届出により、アスベストの解体工事を把握し、被災した場合、関係機関等に情報提供する。また、平常時も解体作業時にアスベストが飛散しないよう養生等を適切に実施する旨、指導等を行う。</p>

重要業績指標

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	
指標の名称		現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
災害廃棄物処理計画の策定		100% (平成30年度策定)	-
廃棄物処理業者との災害時協力協定等の締結		1件 (累積)	1件 (累積)

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成）〈県・町・民間〉 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。	（道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成）〈県・町・民間〉 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。
②	（地域防災リーダーの育成）〈県・町・民間〉 災害が起きた時の対応力を強化するため、地域防災リーダーの育成が必要になる。	（地域防災リーダーの育成）〈県・町・民間〉 地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体等と連携した防災・危機管理に関するリーダーなどの人材育成等を通じて、地域防災力の強化を図る。
③	（民間事業者等との連携）〈町・民間〉 大規模自然災害が発生すると、様々な施設等が損害を受けるが、これを復旧、復興するための町職員、工事等の事業者、その他の専門家等も被災者となってしまう、大幅に人的戦力の不足が予想され、復旧、復興が妨げられるおそれがある。	（民間事業者等との連携）〈町・民間〉 復旧、復興等に必要となる技術者、専門家、コーディネーター等の派遣等について民間事業者、NPO団体等と協定締結を進める。
④	（日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成）〈町・民間〉 身近な生活空間における、住民自治組織や個人レベルでの助け合いの仕組み等が無ければ、治安の悪化等により復旧、復興が大幅に遅れるおそれがある。	（日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成）〈町・民間〉 助け合いの仕組みづくりが円滑に進むよう、日頃の様々な活動を通じたコミュニティ醸成を図る。

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑥	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】	(業務継続計画「BCP」の更新)〈町〉【再掲】
⑦	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉【再掲】	(自主防災活動の促進)〈町・民間〉【再掲】
⑧	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉【再掲】	(自主防災活動の育成推進)〈町・民間〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-2	地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
災害協定締結数（建設業者による協会・組合等）	2件（累積）	-

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	<p>(地籍調査事業の実施)〈町〉</p> <p>災害後の円滑な復旧・復興を確保するために地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となり、本町における地籍調査の進捗率は100%であるが、地図訂正など継続して調査を行う必要がある。</p>	<p>(地籍調査事業の実施)〈町〉</p> <p>災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であり、地籍調査を継続して推進する。</p>
②	<p>(地域防災計画との整合性)〈町〉</p> <p>風水害、地震等の災害リスクごとに予防対策、応急対策、復旧・復興対策について実施すべき事項が定められている地域防災計画との整合を図り、関係機関と連携した防災機能の強化を図る必要がある。</p>	<p>(地域防災計画との整合性)〈町〉</p> <p>地域防災計画との有機的な連携を図り、関係機関が連携し防災機能の強化を図る。</p>
③	<p>(地図訂正等の推進)〈町〉</p> <p>土地境界の把握ができていない場合には、復旧、復興活動に支障をきたすおそれがある。</p>	<p>(地図訂正等の推進)〈町〉</p> <p>災害発生後の復旧・復興が円滑に行えるように、地図訂正等を推進する。</p>
④	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>地震等により、排水路の管きよの抜けや破損、マンホールの浮上が発生した場合、災害時の円滑な通行を確保することができないことになり、復旧・復興が大幅に遅れるおそれがある。</p>	<p>(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉</p> <p>液状化の発生が想定される管路において耐震化やマンホールの浮上防止対策を検討する。</p>

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
⑤	<p>(雨水対策の推進)〈国・県・町・民間〉</p> <p>都市機能が集中している地域等の排水機能を高めなければ、浸水被害を発生させ都市機能を麻痺させるおそれがある。</p> <p>用途地域内以外の地域において、既存排水施設の増強等を行わなければ、広域、長期にわたる浸水被害を発生させるおそれがある。</p>	<p>(雨水対策の推進)〈国・県・町・民間〉</p> <p>浸水被害を軽減するため、都市機能が集中している地域等の重要地区を定め、重点的に対策を講じる。</p> <p>自助及び共助の支援策(内水ハザードマップや、防災意識向上の場の提供等)を検討する。</p>
⑥	<p>(UAVでの被害状況の確認)〈町・民間〉</p> <p>被災時にいち早く被害状況を把握する必要がある。</p>	<p>(UAVでの被害状況の確認)〈町・民間〉</p> <p>UAV(ドローン)で被害状況を確認するために、測量設計業協会との災害時協力協定の締結を図る。</p>
⑦	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)〈県・町〉【再掲】	(洪水・内水予想範囲の周知啓発)〈県・町〉【再掲】
⑧	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】	(地震・津波対策海岸堤防等整備計画に基づく整備)〈県・町〉【再掲】
⑨	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開作業の円滑化)〈県・町・民間〉【再掲】
⑩	(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉【再掲】	(排水施設の防災対策及び機能確保)〈国・県・町〉【再掲】
⑪	(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)〈国・県・町〉【再掲】	(効率的かつ効果的な湛水排除の検討)〈国・県・町〉【再掲】

重要業績指標

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
指標の名称	現状値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
地籍調査進捗率	100% (平成9年度完了)	-
緊急時のドローンの活用による被災状況の把握／測量設計業協会等との 災害時協力協定の締結	0件	2件
洪水土砂災害ハザードマップを作成・公表【再掲】	令和3年5月末更新(8,241世帯 配付 令和3年6月末)【再掲】	令和4年度 土砂災害警戒区域及 び綾川、田万川浸水想定区域 更新 (重要項目変更の場合は見直しを 実施)【再掲】
雨水計画策定及び浸水対策進捗率【再掲】	進捗 100%(令和2年度完了)【再 掲】	-【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失
番号	脆弱性評価	対応策
①	(文化財の保全等に向けた体制の整備)〈町・民間〉 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める必要がある。	(文化財の保全等に向けた体制の整備)〈町・民間〉 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。
②	(文化財の保護)〈町・民間〉【再掲】	(文化財の保護)〈町・民間〉【再掲】

脆弱性評価 及び 対応策

事前に備えるべき目標	8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する
起きてはならない最悪の事態 (リスクシナリオ)	8-5	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
番号	脆弱性評価	対応策
①	(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成)〈県・町・民間〉【再掲】	(道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の育成)〈県・町・民間〉【再掲】
②	(地籍調査事業の実施)〈町〉【再掲】	(地籍調査事業の実施)〈町〉【再掲】
③	(地域防災計画との整合性)〈町〉【再掲】	(地域防災計画との整合性)〈町〉【再掲】

5 参考（国・県・町事業）

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
住宅・建築物安全ストック形成事業	綾川町	民間住宅耐震改修・耐震診断	—	R3	R7	町	1 - 1 ③
住宅・建築物安全ストック形成事業	綾川町	民間住宅耐震に関する普及啓発・周知活動	—	R3	R7	町	1 - 1 ③
住宅・建築物安全ストック形成事業	綾川町	民間住宅簡易耐震改修	—	R3	R7	町	1 - 1 ③
住宅地区改良事業等	綾川町	空き家再生等推進事業（民間住宅の除却・実態調査）	—	R3	R7	町	1 - 1 ③
綾川府中線	綾川町 綾川	交通安全（自転車歩行者道）	L=1.10km	H18	R7	県	1 - 1 ④, ⑤
高松琴平線	綾川町 小野	交通安全（歩道）	L=0.66km	H30	R8	県	1 - 1 ④, ⑤
府中造田線	綾川町 陶	交通安全（歩道）	L=0.50km	H30	R6	県	1 - 1 ④, ⑤

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
国道 32 号	まんのう町、三豊市、綾川町 交通安全対策	交差点改良 歩道整備 視距改良	交差点改良：1箇所 歩道整備：1箇所 視距改良：1箇所	—	—	国	1－1④, ⑤
栗原長柄線	綾川町 山田上 粉所西	現道拡幅	L=1.20 km	R4	R8	町	1－1④, ⑤
綾川町公共下水道	綾南第 3 処理分 区	管渠新設	L=0.06 km	R4	R4	町	1－1⑰
中讃流域下水道	大東川浄化センター 大東川幹線	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築 【処理場等】 主な機器：負荷設備、中央監視制御設備、汚泥貯留槽設備、水処理計装設備など 【中継ポンプ場】 遠方監視制御設備など	H30	R4	県	6－3①
中讃流域下水道	大東川浄化センター 大東川幹線	耐震化	【処理場等】 沈砂池ポンプ・管理棟、汚泥処理棟【幹線管渠】 橋梁添架部の耐震化 N= 3 箇所 幹線管渠耐震化 N=1 式 人孔耐震化 N=1 式	H30	R4	県	1－1⑰

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
中讃流域下水道	大東川浄化センター 大東川幹線	耐震化	中継ポンプ場の耐震化 N=1式	H30	R4	県	1-1⑰
中讃流域下水道	大東川処理区 金倉川処理区	ストックマネジメント計画 策定	ストックマネジメント計画 策定	R4	R4	県	6-3①
情報基盤	県内一円	水防情報システム改修	水防情報システム改修 1 式	H19	—	県	1-3④
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修	砂防情報システム改修 1 式	H24	—	県	1-3④
橋梁等老朽化対策	各自治体の定める「個別施設計画」等に準ずる。					県・町	1-1⑤
粉所西中徳線	綾川町 粉所西	災害防除	L=0.35 km	R3	R9	県	1-1④, ⑤
情報基盤総合整備 事業			監視カメラ、水防情報システム改修、洪水浸水想定区域図作成、危機管理型水位計	R2	R12	県	1-5⑧
綾川	綾歌郡綾川町	河川改修（広域河川）	全体改修区間 L=15,800m 綾歌工区（L=7,100m）	S48	R30	県	1-4①

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
綾川（綾歌工区）	綾歌郡綾川町	大規模特定河川事業	L=825m	R1	R6	県	1-4①
長柄ダム	綾歌郡綾川町	長柄ダム再開発	※設計中	H7	—	県	1-3⑩
田万ダム	綾川町 粉所東	ダムメンテナンス事業	ダム管理用制御処理設備、 多重無線設備、テレメータ、 放流警報設備、CCTV 設備等	R4	R8	県	1-3⑩
松谷川	綾歌郡綾川町	砂防堰堤	砂防堰堤 2 基、溪流保全工 95m	R1	R8	県	1-4①
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修等	砂防情報システム改修等 1 式	H24	—	県	1-4①
土砂災害啓発	県内一円	土砂災害啓発（効果促進）	土砂災害啓発 1 式	H27	—	県	1-3⑭
綾川町ハザードマ ップ作成	綾川町	ハザードマップ作成（効果促 進）	ハザードマップ作成 1 式	R4	R4	町	1-3⑭
基礎調査	県内一円	土砂法基礎調査（砂防）	基礎調査 1 式	H17	—	県	1-3⑤, ⑥, ⑦

名称等	箇所・工区名等	事業種別・工種内容等	事業規模等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
循環型社会形成推進交付金	綾川町	浄化槽設置整備事業		R4	R4	町	6-3②
汚水処理事業 広域化・共同化計画	県及び8市9町	広域化・共同化 計画策定検討	香川県汚水処理事業の効率化に向けた広域化共同化計画策定	R1	R4	県	1-3⑭
県営ため池耐震化 整備事業	県内 (綾川町該当箇所：濁上池)	中小規模ため池の耐震化整備（貯水量10万トン ^m ³未満）	同左	R4	R4	県	1-4⑨, ⑩
県営ため池緊急防 災対策事業	県内 (綾川町該当箇所：蓮池)	中小規模ため池の耐震性点検調査（貯水量10万トン ^m ³未満）	同左	R4	R4	県	1-4⑨, ⑩
ため池ハザードマ ップ支援事業	県内（綾川町該当箇所：四歩市池・濁池）	ため池ハザードマップ作成支援	同左	R4	R4	県	1-4⑧
県営ため池等整備 事業（地域ため池総 合整備事業）	県内	老朽ため池の整備	同左	R4	R4	県	1-4⑨
国営かんがい排水 事業（香川用水二期 地区）	県内	かんがい排水設備の保全	同左	R4	R4	国・県	5-3①
鳥獣被害防止総合 対策交付金事業	県内	鳥獣被害防止ほか、緊急捕獲活動支援による地域資源の保全	同左	R4	R4	町	1-5⑭

名称 等	箇所・工区名 等	事業種別・工種内容 等	事業規模 等	事業期間		実施主体	代表的な リスク シナリオ
				事業着手	完了予定		
予防治山事業	県内	地域森林計画掲載の県内 90 地区での治山事業	同左	H30	R7	県	1 - 5 ⑦
水源地域等保安林 整備事業	県内（綾川町該当 箇所：奥池保安 林）	地域森林計画掲載の県内 90 地区での治山事業	同左	H26	R7	県	1 - 5 ⑦
林道点検診断・保全 整備事業（農山漁村 整備事業）	県内	保全整備	同左	R3	R5	町	1 - 5 ⑫
林道改良事業	県内	林道改良	同左	R4	R5	町	1 - 5 ⑫